

令和6年度第2回山形市景観審議会

日 時 令和7年1月29日（水）

午後2時00分から

場 所 東部公民館（山形市小白川町）

次 第

1 開 会

2 まちづくり政策部都市政策調整監挨拶

3 山形市景観審議会会長挨拶

4 議 事

議第1号 山形市屋外広告物条例第10条第6項における公益に資する活動を行うものとして市長が指定する団体の指定について

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

5 意見聴取

- (1) 山形市屋外広告物条例第10条第6項における市長が指定する団体が路上変電塔に表示する屋外広告物について

資料9※

資料10

※資料9については、当日配布いたします。

- (2) 山形市景観計画の変更（案）について

山形市景観計画<山寺景観重点地区編>

資料11

資料12

資料13

6 その他

7 閉 会

◆配布資料

議第1号 山形市屋外広告物条例第10条第6項における公益に資する活動を行うものとして市長が指定する団体の指定について

資料1 山形市屋外広告物条例第10条第6項における公益に資する活動を行うものとして市長が指定する団体の指定について

資料2 屋外広告物条例第10条第6項の規定における団体の申出書

資料3 屋外広告物条例の一部改正により表示可能となる屋外広告物の手続き

資料4 七日町商店街振興組合定款

資料5 歩行者利便増進道路の指定について（国交省プレスリリース）

資料6 ほこみち（増進道路・誘導区域）に関する公示（東北地方整備局）

資料7 歩行者利便増進道路利用計画（一般国道112号）

資料8 山形市中心市街地グランドデザイン（概要版）

(1) 山形市屋外広告物条例第10条第6項における市長が指定する団体が路上変電塔に表示する屋外広告物について

資料9 山形市屋外広告物条例第10条第6項における市長が指定する団体が路上変電塔に表示する屋外広告物について（当日配布いたします）

資料10 屋外広告物等事前協議書一式

(2) 山形市景観計画の変更（案）について 山形市景観計画＜山寺景観重点地区編＞

資料11 山形市景観計画の変更（案）について

資料12 山形市景観計画の変更（案）について＜山寺景観重点地区編＞ **【概要版】**

資料13 山形市景観計画 別冊＜山寺景観重点地区編＞

■山形市景観審議会委員

| 委員区分 | 所 属 職 名 | 氏 名 |
|------|---------------------------------|---------|
| 有識者 | 東北芸術工科大学 基盤教育研究センター 教授 | 小 林 敬 一 |
| | 東北芸術工科大学 デザイン工学部 教授 | 山 畑 信 博 |
| | N P O 法人地域振興再生機構 副理事長 | 村 松 真 |
| | 弁護士 | 青 柳 紀 子 |
| 関係団体 | 山新観光株式会社 | 佐 藤 真 美 |
| | 一般社団法人 山形県建築士会山形支部 | 徳 正 宜 子 |
| | 山形県広告業協会 | 鈴 木 琢 郎 |
| | 山形県屋外広告美術協同組合 | 服 部 正 |
| | 山形商工会議所 | 枝 松 祐 子 |
| | 樹木医 | 山 田 寛 爾 |
| | 山形市中心商店街街づくり協議会 | 會 津 菜穂子 |
| | 山形県写真連盟 | 阿 部 直 美 |
| 行政機関 | 国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 副所長（道路） | 佐 藤 正 |
| | 山形県村山総合支庁 建設部長 | 大 津 明 弘 |
| | 山形県山形警察署 生活安全課長 | 鈴 木 哲 也 |

■事 務 局

| 所 属 職 名 | 氏 名 |
|----------------------------|---------|
| まちづくり政策部 都市政策調整監 | 熱 海 裕 章 |
| まちづくり政策部 次長（兼）まちなみデザイン課長 | 佐 藤 一 大 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課長補佐 | 城戸口 真 一 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 景観係長 | 池 野 孝 明 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 屋外広告物係長 | 山 岸 由 佳 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主任 | 倉 田 好 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主任 | 加 地 友 哉 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事 | 鈴 木 茉 優 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事 | 伊 藤 聖 花 |

議題1号 山形市屋外広告物条例第10条第6項における公益に資する活動を行うものとして市長が指定する団体の指定について

1 団体指定の背景・経緯

本市屋外広告物条例については、公益的な取組の推進に資するサインが表示できない状況を受け、一定の要件を満たす屋外広告物の表示等の規制を緩和する改正を令和6年9月に行い、屋外広告物の公益的利用の促進を図ったところである。

この改正により、「国等又は公益に資する活動として規則で定める活動を行うものとして市長が指定する団体が表示する広告物」であって、景観や風致の維持に支障がないと認められるものについては、市長の許可(国等については届出)を受けたうえで、一部の禁止物件に屋外広告物(はり紙等)を表示できることとなった。

図1 国等又は市長が指定する団体において、一部の禁止物件に表示可能となる屋外広告物

| 条項（改正後） | 物件 | 現行の表示可否 | 広告物の種類（改正案） | | |
|-------------|------------------|---------|-------------|-----|-----|
| | | | はり紙 | はり札 | 立看板 |
| 第10条第6項 第1号 | 橋りょう | × | ○ | ○ | × |
| 第2号 | 歩道柵 | × | ○ | ○ | × |
| 第3号 | カーブミラー | × | ○ | ○ | × |
| 第4号 | 道路標識 | × | ○ | ○ | × |
| 第5号 | ガードレール | × | ○ | ○ | × |
| 第6号 | 郵便ポスト | × | ○ | × | × |
| 第7号 | <u>路上変電塔</u> | × | ○ | × | × |
| 第8号 | 街路灯柱その他これらに類する物件 | □ | ○ | □ | □ |

【表内の凡例】
 □：はり札・立看板が表示できるもの ×表示できないもの ○：表示できるもの（追加）

2 団体の指定の概要

- ・指定を受けようとする団体 七日町商店街振興組合
- ・表示する屋外広告物と目的 路上変電塔にラッピング(はり紙)を表示し、更によりよい歩行者空間の環境整備を図る
- ・屋外広告物の表示イメージ



3 関係条文の抜粋

◆屋外広告物条例 第10条第6項

国等又は公益に資する活動として規則で定める活動を行うものとして市長が指定する団体が表示する広告物であって、良好な景観の形成若しくは風致の維持に支障が生ずるおそれ又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合し、かつ、その表示内容が公益に資すると認められるもののうち、次に掲げる物件に表示することについて市長の許可を受けた広告物(国等にあつては、あらかじめ表示する旨を市長に届け出た広告物)(はり紙又ははり札等(第6号から第8号までに掲げる物件にあつては、はり紙)に限る。)については、第6条の規定は、適用しない。

- (1) 橋りょう
- (2) 道路標識
- (3) 歩道柵
- (4) ガードレール
- (5) カーブミラー
- (6) 郵便ポスト
- (7) 路上変電塔
- (8) 街路灯柱その他これらに類する物件

◆屋外広告物条例施行規則 第7条第7項

条例第10条第6項の規則で定める活動は、発展計画その他のこの市のまちづくりに係る計画その他これに類するものにおいて位置づけられた事業、施策等の推進に資する活動とする。

4 指定を受けようとする団体の活動等

(1) 国・県・市制度の活用状況

歩行者利便増進道路(通称ほこみち)制度に基づき、国道112号の一部区間が「ほこみち」および誘導区域に指定され、七日町商店街振興組合が占有主体となりベンチを設置するなど活動を行っているところである。

(2) 市の策定する計画との適合状況

本市では、中心市街地の将来ビジョンである「山形市中心市街地グランドデザイン」を策定し、「歩くほど幸せになるまち」をテーマに掲げ、商業、居住、観光等の様々な分野での魅力向上を図るとともに、各分野に共通するコンセプトとして「回遊できる仕組みづくり」や「官民一体となった公共空間の整備・活用」を定め、「回遊性の向上に向けたほこみち制度の運用、公共空間の利活用」などを図ることとしている。

以上のことから、七日町商店街振興組合の活動は、滞在する場としての空間の整備や回遊できる仕組みづくり等に資するものであり、国の歩行者利便増進道路制度に基づくとともに、山形市中心市街地グランドデザインに適合する活動と認められる。

5 屋外広告物を表示する目的

山形市では、平成31年2月に策定した「山形市中心市街地グランドデザイン」の実現に向け、各種事業を実施する中で道路空間の新たな活用に取り組んでいるところである。

この中、令和5年度における中心市街地の歩行者通行量は、平成21年の調査以来、過去最高の24,572人になり、誰もが来やすく分かりやすい案内サインの必要性が高まっている。

この状況を受け、七日町商店街振興組合が以下の目的を達成するために表示するものである。

- 歩道や広場など公共空間の安全性・快適性の向上
- 街全体のホスピタリティ向上
- 来街者の街歩きがしやすい環境整備
- 公共交通の利用促進も含めた街の利便性向上
- 滞在空間としての魅力向上

以上のことから、ラッピングの表示の目的についても、山形市中心市街地グランドデザインに合致するものと認められる。

(案)

山形市告示第 号

山形市屋外広告物条例（平成30年市条例第74号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定により市長が指定する団体を次のように指定したので、条例第49条の規定により、次のとおり告示する。

令和 年 月 日

山形市長 佐藤 孝弘

- 1 条例第10条第6項で市長が指定する団体
七日町商店街振興組合

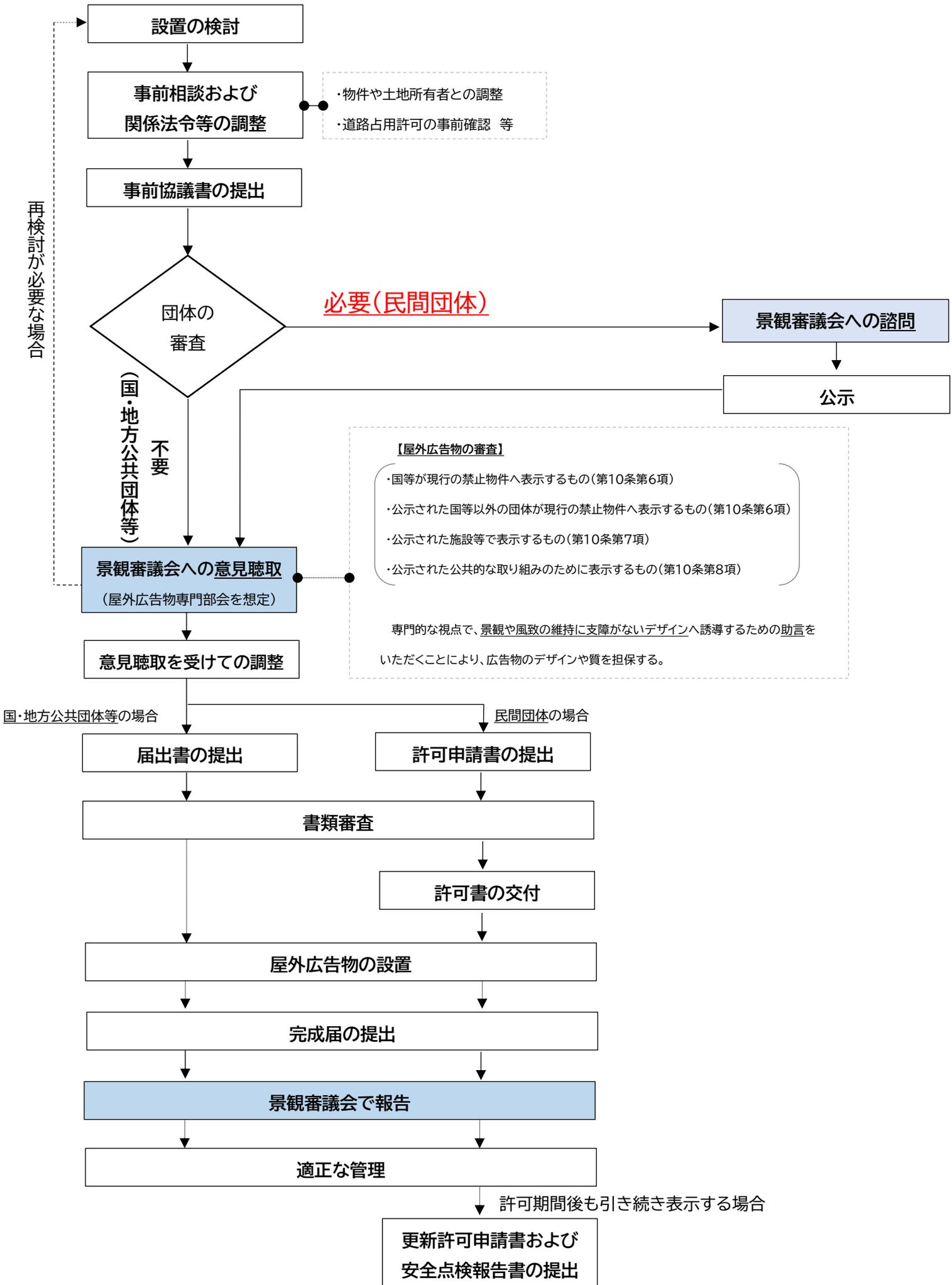
屋外広告物条例第10条第6項の規定における団体の指定の申出書

受付日: 令和6年12月2日

| | | |
|-------------------|--|---|
| 指定を受けたい団体 | 七日町商店街振興組合 | |
| 表示しようとする広告物 | 物件 | <input type="checkbox"/> 橋りょう <input type="checkbox"/> 歩道橋 <input type="checkbox"/> カーブミラー <input type="checkbox"/> 道路標識 <input type="checkbox"/> ガードレール <input type="checkbox"/> 郵便ポスト <input checked="" type="checkbox"/> 路上変電塔 <input type="checkbox"/> 街路灯等その他これらに類する物件 |
| | 種別 | <input checked="" type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 |
| 団体における公益に資する活動の概要 | <p>賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、道路法等の一部が改正(令和2年5月27日公布、11月25日施行)されたことにより、歩行者利便増進道路(通称ほこみち)制度が創設されております。</p> <p>この制度に基づき、令和5年3月30日に国道112号の一部区間が「ほこみち」に指定、令和5年4月1日から誘導区域の指定をうけ、当商店街が占用主体となり、ベンチを設置するなど運用を開始しております。</p> <p>また、山形市で中心市街地の活性化に向け策定された中心市街地の将来ビジョンである「山形市中心市街地ランドデザイン」のテーマである「歩くほど幸せになるまち」に則り、商業、居住、観光等の様々な分野での魅力向上を図るとともに、各分野に共通するコンセプトとして「回遊できる仕組みづくり」や「官民一体となった公共空間の整備・活用」のため、回遊性の向上に向けたほこみち制度の運用、公共空間の利活用などを図ってまいりました。</p> | |
| 表示・設置の目的 | <p>当商店街において策定した「将来ビジョン」に基づき、過ごしやすく居心地の良い街を目指す上で、七日町に暮らし、訪れる誰もが安全・安心で快適に過ごせる街の環境と空間を整えるべく、歩道や広場など公共空間の安全性・快適性の向上、誰もがアクセスしやすく利用しやすい街の実現へ向けて街全体のホスピタリティ向上に取り組むため、歩行者利便増進道路の指定(通称ほこみち)を受けた国道112号に設置されている路上変電塔に案内板を表示し、来街者の街歩きがしやすい環境整備を行うものです。また、近年は、市内ひいては県外からの観光客も増加しており、誰もが来やすく分かりやすい案内サインの必要性が高まっていることから、公共交通の利用促進も含めた街の利便性向上、滞在空間としての魅力向上を図るため設置を行うものです。</p> | |

※必要に応じ、上記の内容を補足する資料を添付すること。

山形市屋外広告物条例第10条第6項の規定により表示する屋外広告物の手続き



七日町商店街振興組合定款

令和5年7月25日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行なうとともに、地区内の環境の整備改善を計るための事業を行なうことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、七日町商店街振興組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、山形県山形市七日町1丁目4番の26号から七日町1丁目4番47号まで、七日町3丁目1番の2号から七日町2丁目7番の1号まで、同七日町1丁目2番の30号から七日町1丁目2番の42号まで、同七日町2丁目1番の8号から七日町2丁目1番の45号まで、同本町1丁目7番の28号から本町1丁目7番の30号まで、同本町2丁目4番の19号から本町2丁目4番の11号までとする。

(住 所)

第4条 本組合は、事務所を山形県山形市七日町一丁目1番1号に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは、山形新聞に掲載して行なうものとする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

(共同施設事業)

(1) 建物、倉庫、車両、機器、その他組合員の事業に関する共同施設事業

(販促共同事業)

(2) 組合員のためにする商品券の発行、その他販売促進に関する事業

(金融事業)

(3) 山形市機械類貸付制度による貸借事業並びに組合員に対する事業資金の貸付け及び組合員のためにするその借入に関する事業

(福利厚生事業)

(4) 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業

(教育情報事業)

(5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上、または組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

(商業活動調整事業)

(6) 組合員の事業に係わる休日、開店、または閉店の時刻等に関する指導調整事業

(労務改善事業)

(7) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務並びに組合員の従業員の労働条件改善向上に関する事業

- (公共施設事業)
- (8) 駐車場、駐輪場、アーケード等組合員及び一般公衆の便利を図るための事業
(土地利用計画事業)
 - (9) 地区内の土地の合理的利用に関する計画設定及びその実施についての助言指導事業
(建築協定事業)
 - (10) 地区内における建築協定計画及びその締結に関するあっせん指導事業
(附帯事業)
 - (11) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内において小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内において前2号以外の事業を行なう者

(加 入)

第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、規約で定める加入手続きにより、本組合の承諾を得て本組合に加入することができる。

2 前項の加入の諾否は理事会において決する。

3 第2項の規定により、理事会の承諾を得た者は引受出資口数に応ずる出資金の払込みをしたとき(持分を承継することにより加入する場合はそれを承継したとき)に組合員となる。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず相続開始のときに組合員となった者とみなす。

2 前項の規定により、加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第11条 組合員各1個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、第32条第5項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、組合員が記名捺印した書面、または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人、または他の組合員でなければ代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権または選挙権を行使する者は出席者とみなす。

4 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、その代理権を証する書面を議決権を行う前に、本組合に提出しなければならない。

(経費の賦課)

第12条 本組合は、その行なう事業の費用にあてるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は総会において定める。

(使用料及び手数料)

- 第13条 組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。
- 2 前項の使用料または手数料の額は、総会で定める額を限度として理事会で定める。

(自由脱退)

- 第14条 組合員は、あらかじめ組合に通知した上で事業年度の終において、脱退することができる。
- 2 前項の通知は、事業年度の末日90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

- 第15条 本組合は、次の各号の1に該当する組合員を、総会の議決によって除名することができる。この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

- 第16条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は半額とする。

(出資口数の減少)

- 第17条 組合員は、次の各号の1に該当する場合は、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。
- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
- 2 前項の請求は、事業年度の30日前まで書面に記載してしなければならない。
- 3 本組合は、第1項の請求があったときは理事会においてその諾否を決する。
- 4 出資口数の減少については、第16条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

- 第18条 組合員は、次の各号の1に該当するときは7日以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名、名称または事業を行なう場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部または一部を休止、もしくは廃止したとき

(過怠金)

- 第19条 本組合は、次の各号の1に該当する組合員に対し、総会の議決により10,000円以下の過怠金を課することができる。
- この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 第15条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
 - (2) 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

- 第20条 本組合は、組合員が組合費、使用料、手数料、過怠費その他本組合に対する債務を履行しない場合は、履行期限の到来した日の翌日から履行の日まで、日歩3銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資および持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は5,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第23条 組合員の持分は本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算出する。

2 持分の算定に当っては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員顧問および職員

(役員)

第24条 本組合に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上 25人以内

(2) 監事 1人以上 3人以内

2 組合に次の役職を置き理事会において選任する。

理事長 1人

副理事長 2人以内

専務理事 1人

3 理事のうち少なくとも2/3以上は組合員、または組合員たる法人の役員でなければならない。

(役員選挙)

第25条 役員は総会において選挙する。

2 役員は、次に掲げる者のうちから選挙する。

(1) 組合員または組合員たる法人の役員であって立候補し、または理事会もしくは5人以上の組合員から推薦を受けた者。

(2) 組合員または組合員たる法人の役員でない者であって、理事会または5人以上の組合員から推薦を受けた者。

(3) 役員選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

(4) 有効投票の多数を得た者を当選人とする。

但し、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

(5) 第2項の規定による立候補者または推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わずその者を当選人とする。

(6) 第1項の役員選挙を行なうべき総会の会日は、少なくともその20日前までに公告するものとする。

(7) 第2項の規定による立候補または立候補者の推薦をしたものは、総会の会日15日前までに立候補した旨または被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。

(8) 第2項の規定にかかわらず役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行なうことが出来る。

(9) 指名推薦の方法により役員選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会により選任された選考委員が行なう。

- (10) 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。
- (11) 一の選挙をもって2人以上の理事または監事を選挙する場合において、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員任期)

第26条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後代2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後代2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
- 3 任期の終了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第24条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。
- 4 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第27条 理事長は、本組合を代表し本組合の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長が事故または欠員の場合は、その職務を代理し、または代行する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長および副理事長に事故ある場合は、その職務を代理し、理事長および副理事長が欠員の場合はその職務を行なう。
- 4 理事は、理事長・副理事長および専務理事を補佐して業務を掌理し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長・副理事長および専務理事に事故がある場合は、その職務を代理し理事長・副理事長および専務理事が欠員の場合はその職務を行なう。
- 5 監事は、本組合の業務および会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員忠実義務)

第28条 役員は法令、定款および規約の定め、ならびに総会の議決を遵守し、本組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員報酬)

第29条 役員に対する報酬は総会において定める。

(顧問)

第30条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は商店街及び商店会に功労のあった者のうちから理事会の議決を経て委嘱する。

(職員)

第31条 本組合に次の職員を置き理事長が任命する。

- (1) 書記 若干名
- 2 職員は、理事の指揮を受けて本組合の事務を処理する。

第6章 総会・理事会および委員会

(総会の招集)

第32条 総会は通常総会および臨時総会とし、理事長が招集する。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に臨時総会は第3項に規定するもののほか、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集する。
- 3 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。
- 4 前項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、第1項の規定にかかわらず県知事の承認を得て総会を招集することができる。理事長の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも同様とする。
- 5 総会の招集は、会日10日前までに到達するように会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合員に発して行なうものとする。
- 6 総会において役員選挙を行なう場合には、前項の通知書に第25条第7項の規定により届出のあった立候補者および被推薦者の氏名を記載しなければならない。

(総会の議決事項)

第33条 法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事等)

第34条 総会の議事は、総組合員の半数以上が出席し、第3項ただし書および第35条に規定する場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会の議長は、出席した組合員（組合員または組合員たる法人の代表者）のうちから選任する。
- 3 総会においては、第32条第5項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者（書面または代理人により議決権または選挙権を行使するものを除く）の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。
- 4 総会の議決事項について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。
- 5 総会の議決については、前項の規定により行使することの出来ない議決権の数は、当該議決事項については、出席した組合員の数に算入しない。
- 6 総会においては、延期または続行の議決をすることができる。この場合においては、第32条第5項の規定は適用しない。

(特別の議決)

第35条 次の事項は総組合員の半数以上が、出席し、その議決の3分の2以上の多数決による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散または合併
- (3) 組合員の除名

(総会の議事録)

第36条 総会の議事録については、議事録を作成し、議長および出席した理事が署名しなければならない。

- 2 議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会の日時および場所
 - (2) 組合員数およびその出席者数
 - (3) 議事の経過の要領
 - (4) 議案別の議決の結果（可否、否決の別および賛否の議決権数）

(理事会)

- 第37条 本組合に理事会及び常任理事会を置く。
- 2 理事会は理事長が招集する。
 - 3 理事会の招集は、各理事に対し会日の7日前までに会議の目的たる事項、日時および場所につき通知して行なうものとする。ただし、理事会の同意のある場合は、招集手続きの一部を省略することができる。
 - 4 理事は、必要があると認めるときはいつでも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
 - 5 前項の請求をした理事は、その請求の日から5日以内に正当な理由がないのに理事会の招集手続きをしない場合は、第2項の規定にかかわらず、みずから理事会を招集することができる。
 - 6 常任理事会の運営等に関しては、別途規約を定める。

(理事会の議決事項)

- 第38条 法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。
- (1) 総会に提出する議案。
 - (2) その他業務の執行に関し、重要な事項。

(理事会の議事等)

- 第39条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。
- 2 理事会における各理事の議決権は各々1個とする。
 - 3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
 - 4 理事は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議事録)

- 第40条 理事会の議事録については、第36条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において同条第2項第4号中「(可決否決の別および賛否の議決権数)」とあるのは「(可決否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事および反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

- 第41条 本組合はその事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。
- 2 委員会の種類組織および運営に関する事項は総会において定める。

第7章 管 理

(定款その他の書類の備付および閲覧)

- 第42条 理事長は、定款・規約ならびに総会および理事会の議事録・組合員名簿を本組合の事務所に備えて置かなければならない。
- 2 組合員および組合の債権者は、いつでも理事長に対し、前項の書類の閲覧または謄写を

求めることができる。この場合は、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係の書類の提出備付および閲覧等)

第43条 理事長は、毎事業年度通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書および剰余金処分案または損失処理案を監事に提出し、かつこれを主たる事務所に備えておかなければならない。

2 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、通常総会の会日の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出しその承認を求めなければならない。

4 組合員および組合員の債権者は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧または謄写を求めることができる。この場合は、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第44条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、いつでも会計に関する帳簿および書類の閲覧または謄写を求めることができる。この場合は、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第8章 会 計

(事業年度)

第45条 本組合の事業年度は、毎年5月1日に始まり4月30日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第46条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失をうめる場合を除いては取りくずしてはならない。

(資本剰余金)

第47条 本組合は、減資差益を資本剰余金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第48条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第49条 本組合は、第7条第2号(教育および情報の提供)の事業の費用に充るため毎事業年度の利益剰余金20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金および繰越金)

第50条 1事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第46条の規定による法定利益準備金、第48条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金を控除してなお剰余がある場合には、総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第51条 前条の配当は、総会の議決を経て事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は年1割をこえないものとする。
- 3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第52条 損失金のおてん補のための取りくずしは特別積立金・法定利益準備金・資本剰余金の順序に従ってするものとする。

附 則

1. この定款は、本組合の成立の日から実施する。

（任期の特例）

2. 設立当時の役員任期は、第26条の規定にかかわらず38年12月31日までとする。

（事業年度の特例）

3. 設立当時の事業年度は、第45条（事業年度）の規定にかかわらず、本組合の成立の日始まり、38年12月31日に終わるものとする。

以 上

附 記 (備 考)

1. 昭和39年2月 1日 当組合設立に伴い施行する。
2. 昭和40年4月19日 定款一部変更認可
変更内容 第7条(事業)の(6)の下条文追加
(6) 組合の事業に対する資金について、組合員にその資金の貸付およびその借入を行なう。
3. 昭和44年3月18日 定款一部変更認可
変更内容 第24条(役員)の理事定数増員
「7人以上10人以内」を「12人以上15人以内」とする。
4. 昭和44年7月17日 定款一部変更認可
変更内容 第4条(住所)「七日町三丁目1番9号」より「七日町二丁目7番4号」に変更。
5. 昭和50年2月22日 定款一部変更認可
変更内容 第24条(役員)の副理事長1人を2人とする。
6. 昭和51年3月15日 定款一部変更認可
変更内容 第24条(役員)の理事定数増員
「12人以上15人以内」を「15人以上20人以内」とする。
7. 昭和52年3月28日 定款一部変更認可
変更内容 第24条(役員)の理事定数増員
「15人以上20人以内」を「20人以上25人以内」とする。
8. 昭和53年4月18日 定款一部変更認可
変更内容 加入金徴収権を破棄し、出資額限度払戻制とする。
第9条(加入)の(3)、(4)、(5)。
第16条(脱退者の持分払いもどし)。
第47条(資本剰余金)の各条文変更。
9. 昭和57年3月17日 定款一部変更認可
変更内容 第7条の事業内容を11項目に整理・拡大する。
10. 昭和62年4月22日 定款一部変更認可
変更内容 第4条(住所)「七日町二丁目7番4号」より「七日町一丁目1番1号」に変更。現在住所地となる。
11. 平成元年3月13日 定款一部変更認可
変更内容 第24条(役員)副理事長の定数を2人から2人以内とする。
12. 平成2年3月29日 定款一部変更認可
変更内容 第50条(利益剰余金および繰越金)
第52条(損失金の処理)の各条文変更。

13. 平成4年5月11日 定款一部変更認可
変更内容 第24条3項（役員）条文変更。
第26条（役員の任期）監事の任期を1年から2年とする。
第31条3項（職員）全文削除する。
第45条（事業年度）の変更
「毎年1月1日に始まり12月31日に終わる」を「5月1日に始まり4月30日に終わる」とする。
14. 平成16年7月6日 定款一部変更認可
変更内容 第24条3項（役員）条文変更。（理事定数増員）
「20人以上25人以下」を「20人以上27人以下」とする。
第21条（出資金1口の金額）
「出資1口の金額2,000円」を「出資1口の金額5,000円」とする。
15. 平成26年7月25日 定款一部変更認可
変更内容 第37条1項（理事会）条文変更。
「本組合に理事会を置く」を「本組合に理事会及び常任理事会を置く」とする。
第37条6項（理事会）下条文追加。
「常任理事会の運営等に関しては、別途規約を定める」とする。
14. 平成30年7月24日 定款一部変更認可
変更内容 第24条3項（役員）条文変更。（理事定数増員）
「20人以上27人以下」を「17人以上27人以下」とする。
15. 令和4年7月25日 定款一部変更認可
変更内容 第8条2項（組合員の資格）条文変更。
「暴力団員及び関係者の排除規定」を追加する。
16. 令和5年7月25日 定款一部変更認可
変更内容 第24条3項（役員）条文変更。（理事定数増員）
「17人以上27人以下」を「15人以上25人以下」とする。
第26条1項（役員の任期）条文変更。
「2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長」とする

令和5年3月30日
東北地方整備局
山形河川国道事務所
山形市

歩行者利便増進道路(通称：ほこみち)の指定について

～ 東北地方整備局管内の直轄国道で初めてほこみちの指定をしました ～

賑わいのある道路空間創出のため、東北地方整備局管内の直轄国道で初めて国道112号 やまがた やまがた なぬかまち 山形県山形市七日町の区間(延長=290m)において、歩行者利便増進道路(通称：ほこみち)を指定しました。

今後も地域の活性化に向けた取組を進めてまいります。

○国土交通省では、道路法の一部を改正する法律(令和2年5月27日公布、11月25日施行)により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路(通称：ほこみち)制度を創設しました。

○今般、国道112号の一部区間を「ほこみち」として指定しました。「ほこみち」に指定された道路では、賑わい創出、地域活性化に資する、道路の魅力的な活用を実施していきます。

<ほこみち指定箇所>

路線名：国道112号

場所：山形県山形市七日町



「やまがた Re-v-ing」社会実験の状況

<発表記者会> 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、山形県政記者クラブ、山形建設業界専門紙

<問い合わせ先>

【ほこみち制度】

東北地方整備局 TEL:022-225-2171(代表)

道路部 道路計画第二課長 いとう かな 伊藤 加奈(内線 4251)

【ほこみち指定箇所】

山形河川国道事務所 TEL:023-688-8421(代表)

副所長(道路担当) たぐち ひでみ 田口 秀美(内線 205)

山形市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 TEL:023-641-1212

まちづくり政策課 次長(兼)課長 たんの よしひこ 丹野 善彦

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

ほこみち (歩行者利便増進道路)

【道路法等の一部を改正する法律案 (R2.5.20成立、5.27公布) 11.25施行】

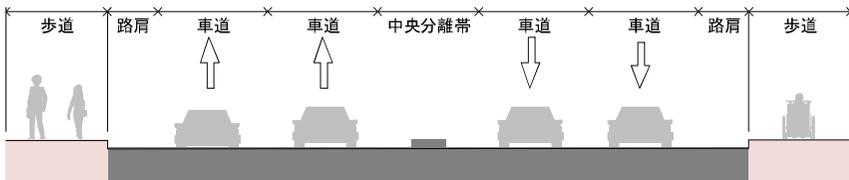
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

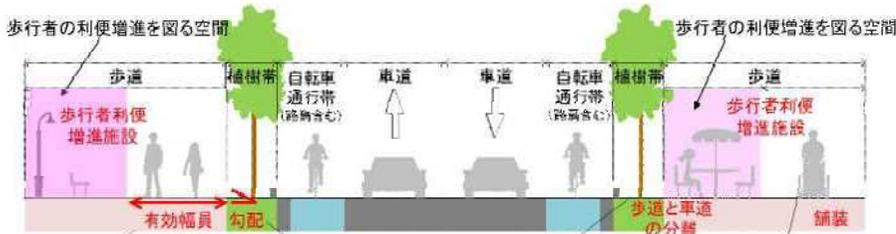
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



| | | | |
|--|---|--|--|
| バリアフリー基準 ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員 (2.0m以上)を確保 | バリアフリー基準 ・歩道の縦断勾配 5%以下 (特例値8%) ・歩道の横断勾配 1%以下 (特例値2%) | バリアフリー基準 ・植樹帯や並木や橋の設置 ・緑石の設置 高さ15cm以上 | バリアフリー基準 ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする |
|--|---|--|--|

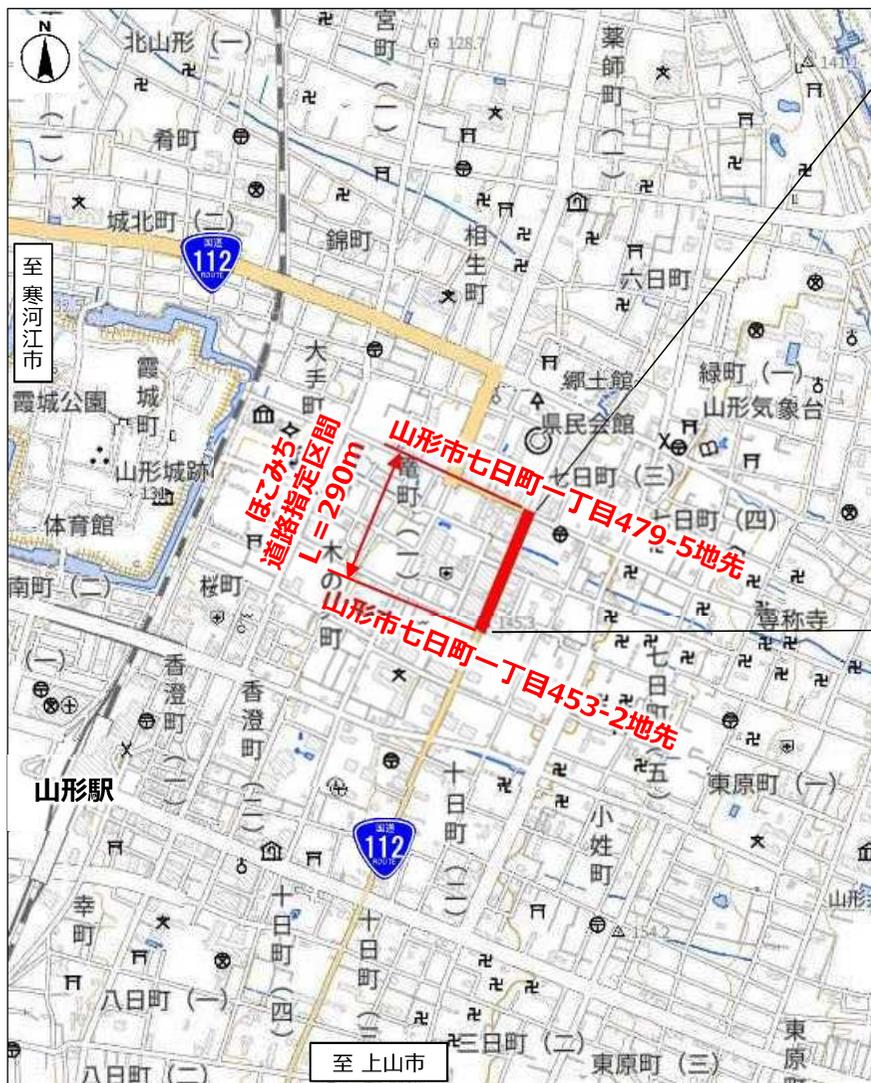
利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、**占用がより柔軟に認められる**
- 占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能 (テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく)



特例区域

ほこみち道路指定区間 国道112号 山形県山形市七日町



「やまがた Re-v-ing」社会実験の状況



【令和3年度】



【令和4年度】



【令和4年度】

- ・道路管理者：東北地方整備局
- ・路線名：一般国道112号
- ・場所：山形県山形市七日町一丁目
453-2地先
～同市七日町一丁目
479-5地先
- ・指定日：令和5年3月30日

東北地方整備局

資料 6

ほこみち（増進道路・誘導区域）に関する公示

過去の指定について

令和5年5月1日時点

| NO. | 指定年月日 | 道路の種類及び路線名 | 区間 | 内容 | 管轄事務所 |
|-----|-----------|------------|---------------------------------------|------------------|-----------|
| 1 | 令和5年3月30日 | 一般国道112号 | 山形市七日町1丁目453番2地先～ 山形市七日町1丁目479番5地先 | 歩行者利便増進道路の指定について | 山形河川国道事務所 |
| 2 | 令和5年4月1日 | 一般国道112号 | 山形市七日町1丁目453番2地先～ 山形市七日町1丁目479番5地先 | 利便増進誘導区域の指定について | 山形河川国道事務所 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

一般国道 1 1 2 号

自：山形市七日町一丁目453-2地先

至：山形市七日町一丁目479-5地先

歩行者利便増進道路利用計画

令和5年3月

東北地方整備局

歩行者利便増進道路利用計画書

山形河川国道事務所

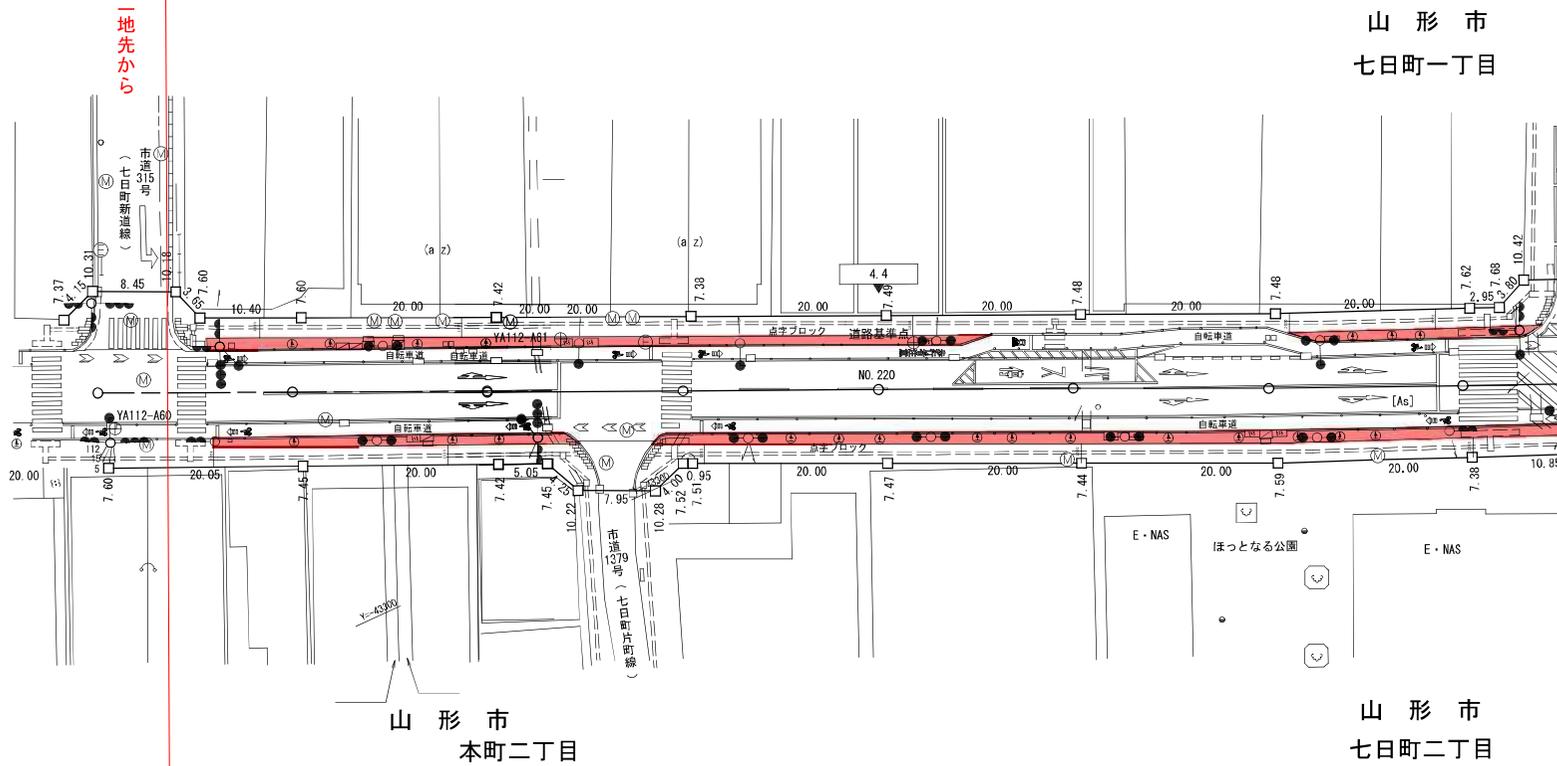
| 路線名：一般国道 112 号 | | | | | | |
|--|-----------------------------------|----------------|-------------|--|----------------------------|--------------|
| 歩行者利便増進道路／利便増進誘導区域として指定する区間 | 利便増進施設として認める物件 | 占用主体 | 占用面積 (㎡) | 占用期間 | 歩行者利便増進道路利用計画検討会で定めるその他の事項 | 備考 |
| 自 山形市七日町一丁目 453-2 地先 至 山形市七日町一丁目 479-5 地先 | ベンチ、食事施設、 レンタサイクル用の自 転車駐車器具 | 七日町商店 街振興組合 | 375 | 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 | 特になし | 別添資料 のとおり |

山形市七日町一丁目四五三番一地从先から

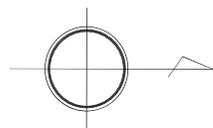
国道112号山形歩行者利便増進道路利用計画(1)

歩行者利便増進道路(上下線)

L=0.290km



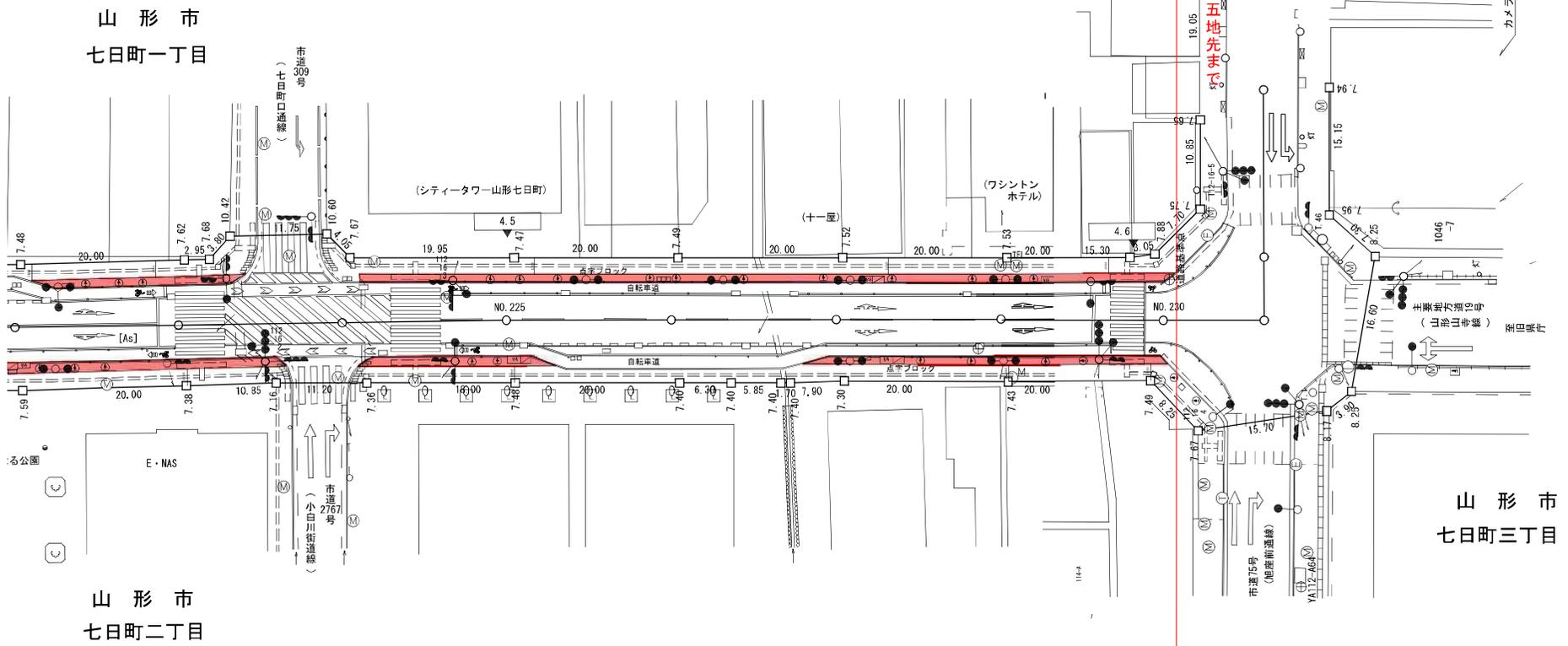
| はん例 | |
|---|-------------------|
|  | 利便増進誘導区域として指定する区域 |



国道112号山形歩行者利便増進道路利用計画(2)

歩行者利便増進道路(上下線) L=0.290km

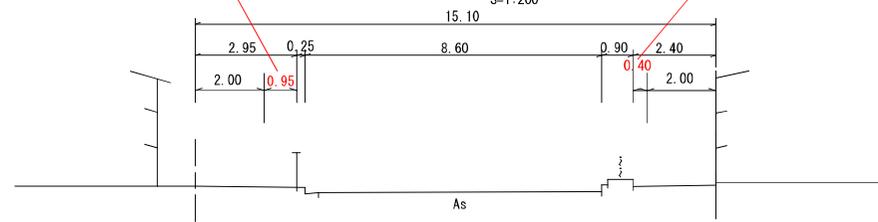
山形市七日町一丁目四七九番五地先まで



| はん例 | |
|---|-------------------|
|  | 利便増進誘導区域として指定する区域 |

標準横断面図 NO. 222

S=1:200



山形市中心市街地グランドデザイン（概要版）

1. 山形市中心市街地グランドデザインについて

(1) 策定年月 平成31年2月

(2) 目的

中心市街地活性化の将来像（グランドデザイン）を示し、それを実現する手段を明らかにすることで、民間・行政に関わりなく、中心市街地に新たな投資や人の流入を促し、中心市街地の価値の向上を目指す

(3) 主な内容

①活性化に向けた取組分野の設定

⇒ 「商業」「居住」「ビジネス」「観光」「医療・福祉・子育て」「文化・芸術」

②エリアマネジメントの考え方の導入

⇒ ゾーニングの設定

③戦略プロジェクトの設定

⇒ やまがた街なか出店サポートセンター事業等
15の戦略プロジェクトを設定

④戦略プロジェクトの推進組織の設立

⇒ 山形エリアマネジメント協議会 H31.3設立

2. グランドデザイン改訂の背景

策定以降、グランドデザインの実現に向け多くの事業を実施しているが、現在、中心市街地では百貨店・旧大沼山形本店の閉店など様々な変化が起きている。引き続き中心市街地の活性化を図っていくため、そのような変化を踏まえた新たな将来像を検討する必要があることから、グランドデザインを改訂する。

【策定後の変化】

① 戦略プロジェクトや民間開発の進展

② ウォーカブル推進都市の趣旨に賛同し、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりの取組推進

③ 居住ニーズの増加

④ 百貨店・旧大沼山形本店の閉店

⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済の変化

3. 中心市街地の現状

以下のとおり現状把握のための調査を実施し、ニーズの分析を行った。

(1) サウンディング型市場調査（対話実施日：令和3年11月16日～12月17日）

参加企業 22社

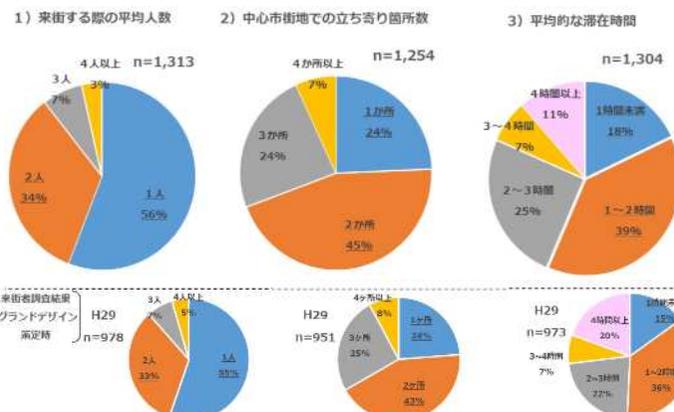
主な意見 ・旧大沼本店のような単体での百貨店の設置・運営は困難

・商業集積地から多様な都市機能集積地へのステップアップが必要 等

(2) 来街者アンケート調査（調査日：令和4年7月14日～18日 調査場所：山形駅自由通路・山交ビル前・アズ七日町前・山形市役所）

①来街状況について

中心市街地に来る際の平均人数や立ち寄り箇所数は少なく、滞在時間は短くなっている。



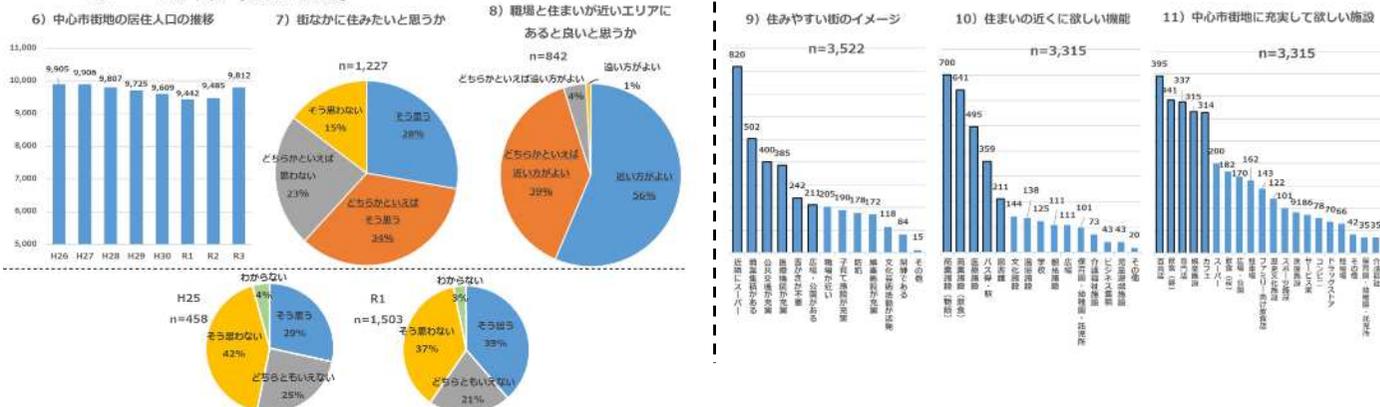
②回遊環境について

休憩場所や日影などの歩きやすい環境、ゆっくり過ごせる空間を望む傾向がみられる。また、五感で感じるコンテンツが歩いて楽しいまちの要素であると推測される。



③居住ニーズについて

中心市街地の居住人口は増加しており、街なかへの居住や職住近接へのニーズが高い状況にある。



④居住環境について

ニーズは多岐にわたるが、近隣への商業機能の集積と利便性の向上が求められている。

4. 課題と取組の方向性

中心市街地の現状や来街者アンケート調査、民間事業者への調査の結果から課題と今後の取組の方向性を整理した。

(1) 「モノ」消費から「コト」・「トキ」消費へのシフトを考慮した都市基盤の再構築

中心市街地の活性化には、回遊型店舗の増加や五感で感じるコンテンツを創出し、休んだり歩いたりして楽しいと感じられる環境整備を進め、回遊性の向上と滞在時間の延長を図る必要がある。

(2) 生活者目線での都市機能の整備

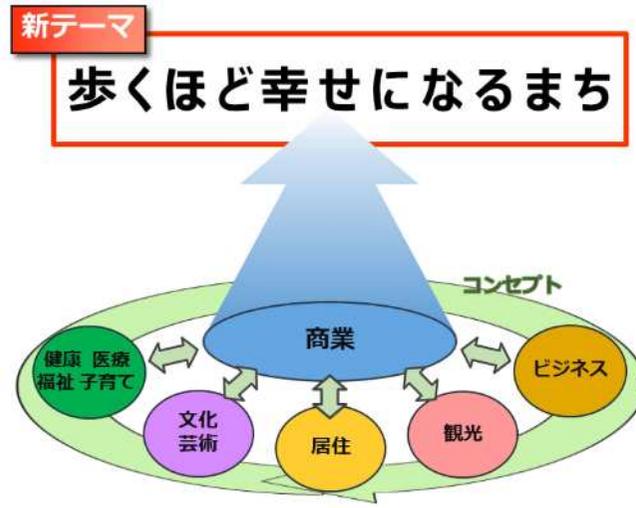
中心市街地ではマンション建設が進んでおり、今後も居住人口の増加が期待出来る状況にある。引き続き居住人口の増加を図るためにも、消雪道路の整備や緑量の向上、広場整備の検討など居住環境向上の取り組みを推進する必要がある。

(3) エリアマネジメントの推進強化

ランドデザインの実現に向け、エリアの特徴を踏まえて様々な事業を実施しているが、事業をより一層推進するためにも、中心市街地全体を包括するマネジメント組織と、各エリアを熟知したマネジメント組織が連携し取り組みを進めていく必要がある。

5. 改訂の基本的な考え方

中心市街地を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き活性化を図るためにも、ランドデザインで示してきた目的や取組の方向性を継承・発展させつつ、新たな取組も加え、取組の効果を面的に波及させるための各分野に共通するコンセプトを定め、「訪れる人が歩いて楽しいと感じる」「住んでいる人が住みやすいと思う」まちづくりを推進していく。



【居住】【文化・芸術】【健康・医療・福祉・子育て】【ビジネス】【観光】【商業】の各分野の魅力向上を図るという方針は継承しながら、各分野共通のコンセプトを定め一貫性のある取組を推進し、各分野の魅力向上を商業の魅力向上につなげ、新たなまちの実現を目指す。

| コンセプト | 内容 | 属性 |
|-------|--------------------|------|
| ① | 身体性(体感)、偶発性、希少性の創出 | 【新規】 |
| ② | 滞在する場としての空間の整備 | 【継承】 |
| ③ | 回遊できる仕組みづくり | 【新規】 |
| ④ | みどり豊かな魅力ある空間の整備 | 【継承】 |
| ⑤ | 官民一体となった公共空間の整備・活用 | 【新規】 |
| ⑥ | 公共交通の活用促進 | 【継承】 |
| ⑦ | DXの推進 | 【新規】 |

6. ゾーニングについて

中心市街地の魅力向上に向け、継続しエリアマネジメントの考え方をもって取り組みを進めることとし、各エリアの状況や変化を踏まえ、ゾーニングを次のように設定する。

【戦略的計画ゾーン（実線記載）】

具体的な事業を戦略的に実行していくゾーン

商業強化・観光機能集積ゾーン

商業強化・居住推進ゾーン

リノベーション強化ゾーン

商業強化・オフィス誘致ゾーン

医療福祉・居住・子育て推進ゾーン

料亭文化ゾーン

戦略的景観構築ブロック

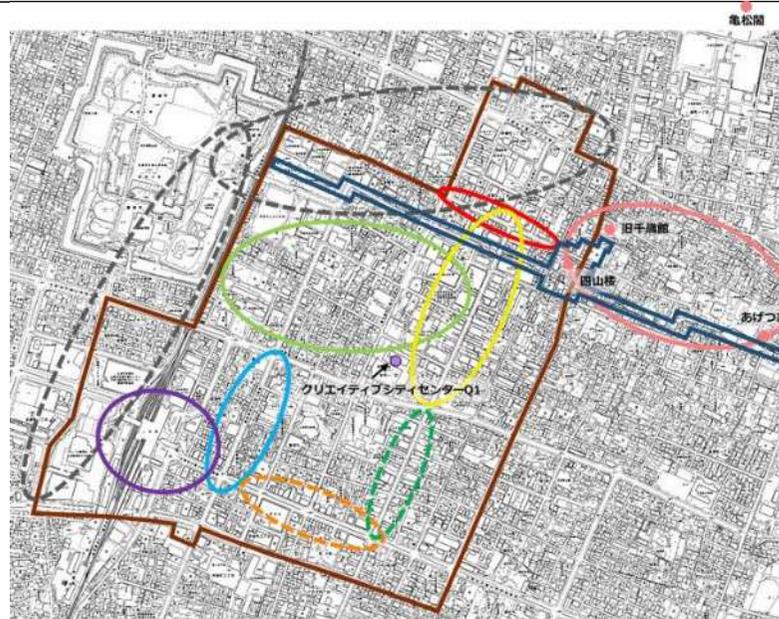
【方向性認定ゾーン（点線記載）】

具体的な事業の構築には至っていないが、エリアの特性から方向性を示すゾーン

居住・誘客推進・オフィス誘致ゾーン

商業補完・誘客推進ゾーン

歴史・文化推進ゾーン



改訂における変更点

① 商業強化・観光機能集積ゾーン

(変更前：観光情報発信推進ゾーン)

駅前周辺において再開発の検討が図られていることや、山形の食を発信する飲食店が駅周辺に多く立地していることから、「商業強化」を加えたゾーンへ変更

② 料亭文化ゾーン

(変更前：方向性認定ゾーンに位置づけ)

旧千歳館を市で取得し、具体的な利活用の検討が進んでいることから、戦略的計画ゾーンへ位置づけを変更

③ 居住・誘客推進・オフィス誘致ゾーン

(変更前：居住・誘客推進ゾーン)

山形まるごと館紅の蔵の立地や、マンション建設が進んでいたことから「居住・誘客推進ゾーン」と位置付けていたが、本エリアには様々なオフィスが立地していることから「オフィス誘致」を加えたゾーンへ変更

7. 戦略プロジェクトと取り組む施策、具体的事業について

ランドデザインの実現に向け、下記のとおり戦略プロジェクトと、戦略プロジェクトの実施に向けた施策や具体的事業を設定

| 分野 | 戦略プロジェクト | 取り組むべき施策 | 具体的事業 | 分野 | 戦略プロジェクト | 取り組むべき施策 | 具体的事業 | | |
|-------|----------------------------|---|--|-----|-----------------------|---|---|--|--|
| ビジネス | オフィス誘致や創業・新規出店者に対する支援体制の構築 | 1. 山形エリアマネジメント協議会や商工会議所による支援体制の強化 2. オフィス立地にかかる支援の強化 | ① まちなか出店サポートセンター事業 ② 山形商工会議所中小企業等指導事業 ③ 山形市オフィス立地促進事業 | 観光 | 歴史・文化資産を活用した魅力的な景観づくり | 3. 歴史・文化資産を活用した景観形成 4. 歴史的な文化芸術施設の民間連携による観光コンテンツとしての活用 | ⑬ 七日町歴史と文化活用街区整備事業（再掲） ⑭ 旧千歳館を活用した街なか観光活性化事業（再掲） ⑮ 旧千歳館エリア・リノベーション事業（再掲） ⑯ 七日町第6ブロック北御殿坂整備事業 ⑰ 景観重点地区景観形成推進事業（七日町御殿坂周辺地区） | | |
| | DX活用等のビジネス支援体制の構築 | 3. WebページやSNSでの周知、eコマースの推進におけるビジネス支援 4. 商店等におけるキャッシュレス化の推進 | ④ 山形市売上増進支援センター（Y-biz）運営事業 ⑤ キャッシュレス推進事業 | | | 健康・医療・福祉・子育て | 地域包括ケアシステムの確立、予防医療や検診等の提供（健康医療先進都市の推進） | 1. 新たな病院の整備やクリニック等の誘致による医療機能の充実 2. 健康増進に向けた環境整備 | ① まちなか出店サポートセンター事業（再掲） ② 済生館改築整備計画検討事業 ③ SUKSK（スクスク）生活定着推進事業 ④ 健康増進ウォーキングロード及びサイクリングロード整備事業 |
| | デジタル環境の整備 | 5. Wi-Fi環境の広域的な整備推進 | ⑥ 都市公園Wi-Fi環境整備事業 ⑦ 市有施設におけるWi-Fi環境整備事業 ⑧（今後検討）他の公共空間におけるWi-Fi環境整備推進 | | | 子育て世帯に優しい環境整備 | 3. 子育て応援店舗の充実 4. 歩道や公共空間のフラット化 | ⑦ 子育て応援店舗の充実 ⑧（今後検討）歩道や公共空間のフラット化 | ① まちなか出店サポートセンター事業（再掲） ② 済生館改築整備計画検討事業 ③ SUKSK（スクスク）生活定着推進事業 ④ 健康増進ウォーキングロード及びサイクリングロード整備事業 |
| | 中心市街地での事業継続への環境整備 | 6. 関係機関による事業継続への支援 | ① まちなか出店サポートセンター事業（再掲） ② 山形商工会議所中小企業等指導事業（再掲） ④ 山形市売上増進支援センター（Y-biz）運営事業（再掲） | | | 時間消費施設の充実 | 1. 集客の核となる施設の設定検討 2. 商店街エリアにおける回遊型店舗の充実 | ① まちなか出店サポートセンター事業（再掲） ② 七日町歴史と文化活用街区整備事業（再掲） ③ 七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業（完了・再掲） ④ テナントリーシング事業 ⑤ 中心市街地新規出店者サポート事業 ⑥ 七日町賑わい創出拠点整備事業 ⑦ かずみ公園周辺の再開発の検討 ⑧ すずらん商店街における老朽建物の整備改善の促進 ⑨ 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業 ⑩ 十字屋敷退却における都心機能としての活用の推進（完了） | |
| 文化・芸術 | 文化創造都市の推進 | 1. やまがたクリエイティブシティセンターQ1の活用と外部連携 2. 文化芸術資産の民間活力導入による有効活用 3. 公共空間を活用したクリエイター等の活動・発表の場の構築 4. 新たな文化施設の整備 | ⑨ Q1プロジェクト推進事業 ⑩ 文化創造都市推進事業 ⑪ やまがたの芸術祭 ⑫ 山形国際ドキュメンタリー映画祭開催費補助事業 ⑬ 山形ピエンナーレ ⑭ 市民会館整備事業 ⑮ 第一小学校旧校舎のリノベーション（完了） | 商業 | テナントミックス事業の推進 | 3. 空き店舗への新規開業店舗の誘導 4. プーニング計画を考慮した店舗誘導 5. 遊休不動産を活用したサブリース事業とリノベーション展開 | ① まちなか出店サポートセンター事業（再掲） ② テナントリーシング事業（再掲） ④ 中心市街地新規出店者サポート事業（再掲） | | |
| | | 住みたくなる周辺環境整備 | 1. 緑量の向上 2. 消雪道路の環境整備 | | | ⑬ 霞城公園整備事業 ⑭ 中心市街地活性化公園整備事業 ⑮ 街路事業 ⑯ 七日町歴史と文化活用街区整備事業 ⑰ 雪に強い消雪道路整備事業 ⑱ 消雪設備更新事業 | 6. 大型空き店舗等へのテナントリーシングによる新たな商業の魅力向上 7. 市外事業者への継続したヒアリング | ⑤ テナントリーシング事業（再掲） ⑥ 中心市街地新規出店者サポート事業（再掲） | |
| | | 居住 | 3. 民間デベロッパーによるマンション建設の推進 4. 民間不動産事業者との連携による賃貸マンションの情報提供 5. 遊休不動産の居住リノベーションの展開 | | | ① まちなか出店サポートセンター事業（再掲） ② 本町第1ブロック南地区地域生活拠点型再開発事業 ③ 中心市街地区域への「市街地再開発事業」及び「優良建築物等整備事業」の誘導 ④ 地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業 ⑤ 七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業（完了） | 8. カメラ等を用いた歩行者通行量把握の検討 | ⑧（今後検討）カメラ等を用いた歩行者通行量の把握 | |
| | | 職住近接のライフスタイル推進に向けた環境整備 | 6. 自転車利用の推進と駐輪場の充実 | | | ⑥ 山形市コミュニティサイクル導入事業 ⑦（今後検討）各市有施設における駐輪場等の更なる充実 | データマーケティングを活用した商業支援策の展開 | ⑨（今後検討）データマーケティングを活用した商業支援策の展開 | |
| 観光 | 体験型観光コンテンツの構築 | 1. 中心市街地店舗等と連携した体験型観光コンテンツの構築 | ⑫ 旧千歳館を活用した街なか観光活性化事業 ⑬ 旧千歳館エリア・リノベーション事業 ⑭ 山形版DMOによる観光客誘客事業 | その他 | まちなかを回遊できる仕組みづくり | 1. 官民空間を活用したチャレンジスポット（スタンドショップ等）の構築 2. 公共空間を活用したマルシェ事業の展開 | ⑨ Q1プロジェクト推進事業（再掲） ⑩ 七日町賑わい創出拠点整備事業（再掲） ⑪（今後検討）山形エリアマネジメント協議会による不動産のサブリース | | |
| | 蔵王・山寺等の観光地との連携強化 | 2. 山形駅における観光案内事業の推進 | ⑩ 日本一の観光案内推進事業 | | | 3. 公共空間への休憩スポットの設置 4. Park-PFI等による公共空間利活用の推進 5. まちなかの情報発信の展開 6. 電動シェアサイクルの運用 | ⑫ 山形市コミュニティサイクル導入事業（再掲） ⑬ 健康増進ウォーキングロード及びサイクリングロード整備事業（再掲） ⑭ 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業（再掲） ⑮ Park-PFI導入事業 ⑯ 中心市街地歩行者空間創出等事業 ⑰ まちなか情報発信事業 | | |
| | | | | | マイカーに頼らない環境整備の充実 | 7. 都心の利便性向上に向けた公共交通の充実 | ⑱ 山形市コミュニティサイクル導入事業（再掲） ⑲ コミュニティバス東部循環線運行事業 ⑳ コミュニティバス西部循環線運行事業 | | |

※「スポーツ」については、山形県の体育施設のあり方の検討状況をみながら、位置づけを検討する

3 基準等への適合状況

(1) 規則で定める設置基準への適合状況

第10条第6項の規定により表示できる屋外広告物の設置基準と、基準への適合状況は以下のとおりである。(表1)

表1 設置基準（施行規則抜粋）

| 物件 | 種類 | 基準(適合状況) | 許可の期間 |
|--------------------|-----|--|-------|
| 条例第10条第6項第7号に掲げる物件 | はり紙 | 次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) <u>当該物件から突出しないものであること。</u> →ラッピングのため突出していない。【適合】 (2) <u>同一の目的で複数の広告物を表示する場合は、当該広告物間の距離が50メートル(当該距離を離すことにより広告物の表示の目的を達成することができないと市長が認める広告物にあっては、市長が認める距離)以上離れていること。(図3)</u> | 3年 |

図3 設置基準の検証



※距離に関する規定の適用は、対面のもの(①と④、②と③)は含まないこととしている。

(2) 特定景観誘導基準における景観類型

屋外広告物の特定景観誘導基準は、設置基準以外の配慮事項として、景観計画に定める9つの景観類型ごとに定めているものであり、この度の屋外広告物が位置する場所は、4基全て「中心市街地景観」に位置している。特定景観誘導基準と、それらへの配慮の状況は以下のとおりである。

ア 形態・意匠 : 周辺の建築物の形態と調和したもの

→道路上の構造物である路上変電塔にラッピングを施しているもので、無造作に紙状のものを貼ったりしているものでなく、本来の形状を逸脱しない範囲で広告物を表示していることから、周辺の建築物の形態との調和が図られているものと判断する。

意匠についても、表示面の大きさや情報の配置が整然としており、周囲の景観との調和に配慮したことがうかがえる。

イ 色 彩 : 周辺と調和したもの、色数を抑える

→大部分に使用される色については白、グレー、緑と色数が抑えられている。また、細部に使用される色は派手でなくやわらかい印象の色を使っていることから、周辺への調和への配慮が見られるとともに、様々なマークのわかりやすさにも寄与している。

ウ 素材(反射材) : 周辺と調和して使用

→反射材は使用しておらず、かつ、光が当たった際にぎらつくものではないことを確認している。ラッピングの素材に関しては、地上機器を所有する企業と調整し、劣化により景観に悪影響を与えないよう、雨や雪等にも耐え得る丈夫な素材を使用するので、設置後の適切な管理や、景観への配慮がうかがえる。

4 屋外広告物の意匠

(1) 正面の意匠について

図4 意匠図(正面)

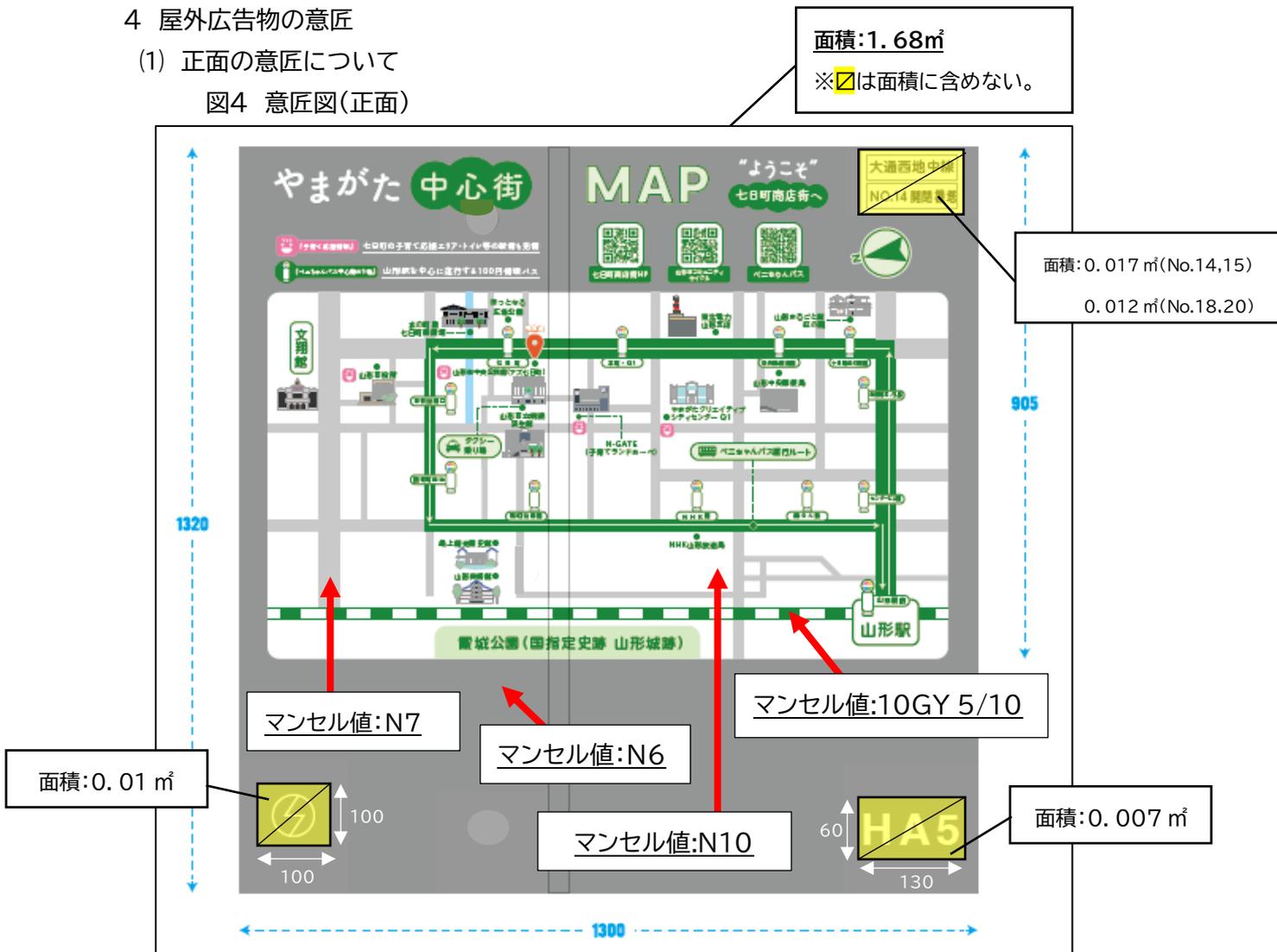


図5 マークやフォントの意匠

旅籠町四辻
バス停: 27pt

● **ほっとなる広場公園**
スポット: 34pt (UD 新丸ゴ)

タクシー乗り場
スポット&道順 大: 39pt (UD 新丸ゴ)

文翔館
主要スポット: 63pt
 ※見る際の想定距離は約65cmを想定。

マンセル値: 10R6/16 マンセル値: 7.5RP7/14

文翔館

七日町 **現在地** **子育て支援**

主要スポット バス停 現在地 子育て支援

ベニちゃんバス運行ルート
ベニちゃんバス/タクシー乗り場

マンセル値: 7.5GY9/4 ※見る際の想定距離は約65cmを想定。

① 意匠図において工夫や景観への配慮が感じられる点

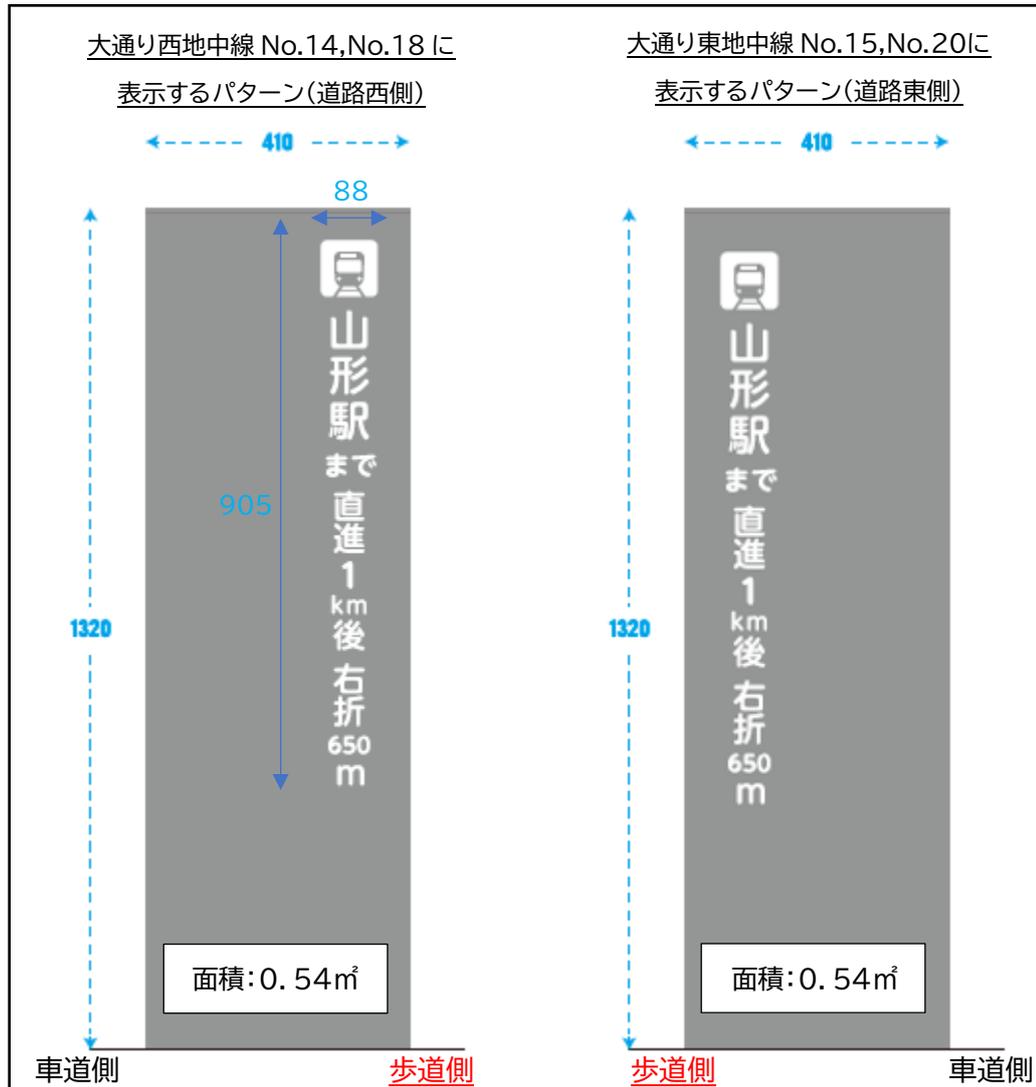
- ア 建物やバス停等を示すマークを、文字情報と組み合わせることで有効的に使用しており、一目でわかりやすいデザインとなっている。
- イ 白地に緑での表示は、高速道路標識と同様の色使いとなっている。高速道路標識の色使いは、視認性の観点から標識令で定められているものであり、白地に緑での表示は視認性の良さがうかがえる。
- ウ 「七日町商店街」「コミュニティサイクル」「ベニちゃんバス」のホームページにアクセスできる QR コードを掲載し、板面に記載する情報を最小限に絞って内容が煩雑にならないように配慮しつつ、歩行者や来訪者が、求める情報にアクセスできる仕組みを取っており、工夫がなされている。
- エ 現在地やランドマークとなる建物が情報として表示されており、また、サインに正対した時の方角と板面の方角が一致しているため情報が読み取りやすい。来訪者の視点に立ってわかりやすいデザイン案を検討したことがうかがえる。
- オ 緑、グレー、白といったベースカラーにやわらかい色使いのマーク等を掲載することで、楽しげでありながら、板面全体としては整然としたサインとなっており、景観への配慮が見られる。

② マークやフォントの意匠において工夫や景観への配慮が感じられる点

- ア 見る際の距離を想定したフォントやマークの大きさとなっており、視認性の観点から検討を重ねたことがうかがえる。
- イ フォントやマークの大きさの工夫により、周囲になじむ整然としたデザインとなっている。

(2) 側面の意匠について

図6 意匠図(側面)



ア 歩道側に寄せての表示となる。

イ 北面のみへの表示となる。

① 意匠において工夫や景観への配慮が感じられる点

ア 側面は歩道側に寄せる表示となっており、歩行者が見やすいような配置としている。

イ 使用する色が白色のみで色数が抑えられているため、煩雑な印象を与えないデザインとなっている。

ウ シンプルで見やすいデザインであり、周辺の景観への配慮がうかがえる。

エ 歩行者の視線の高さに配慮し、文字の表示を上側に配置しており工夫がされている。

オ 側面の上端・下端と正面の上端・下端を揃えており、側面と正面のバランスも整えられている。

様式第1号（第11条関係）

令和6年12月2日

屋外広告物等事前協議書

（宛先）山形市長

協議者 住 所 七日町商店街振興組合

氏 名 理事長 玉井 優

電話番号 023-631-6368

電子メールアドレス info@nanokamachi.com

（法人その他の団体にあっては、主たる事業所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）

屋外広告物等を表示（掲出物件を設置）したいので、山形市屋外広告物条例第16条の規定により、次のとおり協議します。

| 種 別 | はり紙 | 面積 | 正面 1.68 m ² 側面 0.54 m ² | 数量 | 4 4 | 照 明 | 特殊装置 その他 |
|-----------------------------|--|---|--|------------|--------|-----|-------------|
| 表 示 又 は 設 置 場 所 | 住 所 地 番 | 別紙のとおり | | | | | |
| 表 示 者 設 置 者 (許可申請予定者) | 住 所 | 〒990-0042 山形市七日町一丁目1番1号 電話番号 023-631-6368 | | | | | |
| | 氏 名 | 七日町商店街振興組合 | | | | | |
| 工 事 施 行 者 | 住 所 | 〒990-0043 山形市本町一丁目4-21 荘銀山形ビル6階 電話番号 023-636-8700 | | | | | |
| | 氏 名 | 東北送配電サービス株式会社 山形支社 支社長 高城 洋一 | | | | | |
| | 屋外広告業（登録・ 特例届出 ）番号 | | | | 第 10 号 | | |
| 表 示 又 は 設 置 期 間 | 令和7年3月中旬頃から令和10年3月中旬頃まで | | | | | | |
| 工 事 予 定期間 | 着工 | 令和7年 3月15日頃 | 完成 | 令和7年3月17日頃 | | | |
| 添 付 書 類 | <input checked="" type="checkbox"/> 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法の仕様書、図面 <input checked="" type="checkbox"/> 付近の見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 表示又は設置場所及びその周辺の現況が分かるカラー写真 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 景観チェックシート ） | | | | | | |
| 協 議 に 関 する 連 絡 先 | <input checked="" type="checkbox"/> 協議者 <input type="checkbox"/> 工事施行者 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | |
| ※許可申請に係る 手数料予定額 | | | | | | | |

備考 1 別紙「景観チェックシート」を作成の上、添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

現 地 写 真

①大通西地中線 NO.14 (開閉器塔)

(全景)



(拡大)



現 地 写 真

②大通西地中線 NO.18 (開閉器塔)

(全景)



(拡大)



現 地 写 真

③大通東地中線 NO.20 (開閉器塔)

(全景)



(拡大)



現 地 写 真

④大通東地中線 NO.15 (開閉器塔)

(全景)

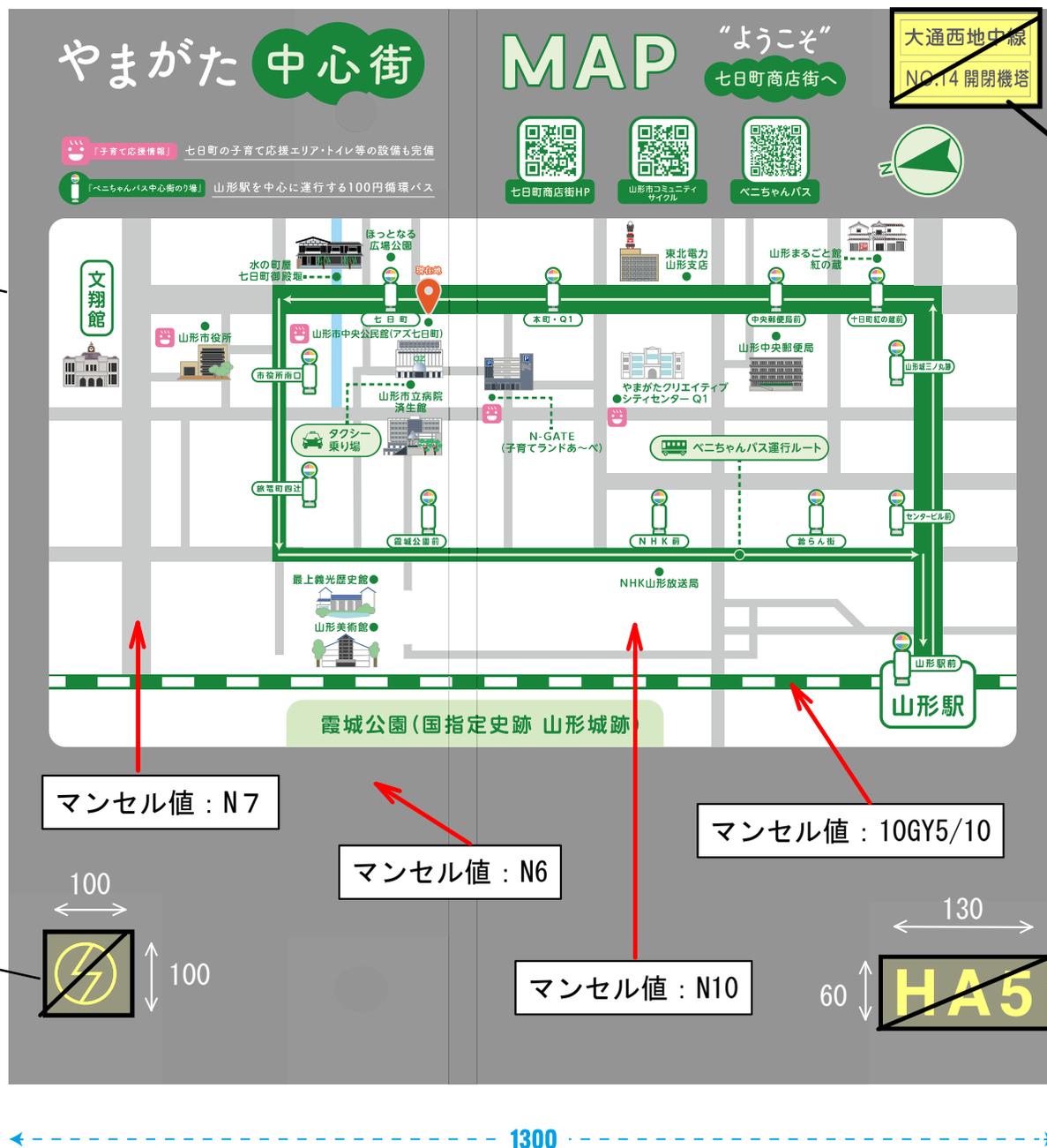


(拡大)



分電盤 正面 (下地あり)

道路西側に位置する路上変電塔に表示する場合の意匠図
(大通り西地中線No. 14, NO. 18)



面積: 1.68㎡
※は面積に含めない。

面積0.017㎡ (No. 14)
0.012㎡ (No. 18)

面積: 0.01㎡



100

100

マンセル値: N6

マンセル値: N10

60



面積: 0.007㎡

マンセル値: 10GY5/10

マンセル値: N7

1320

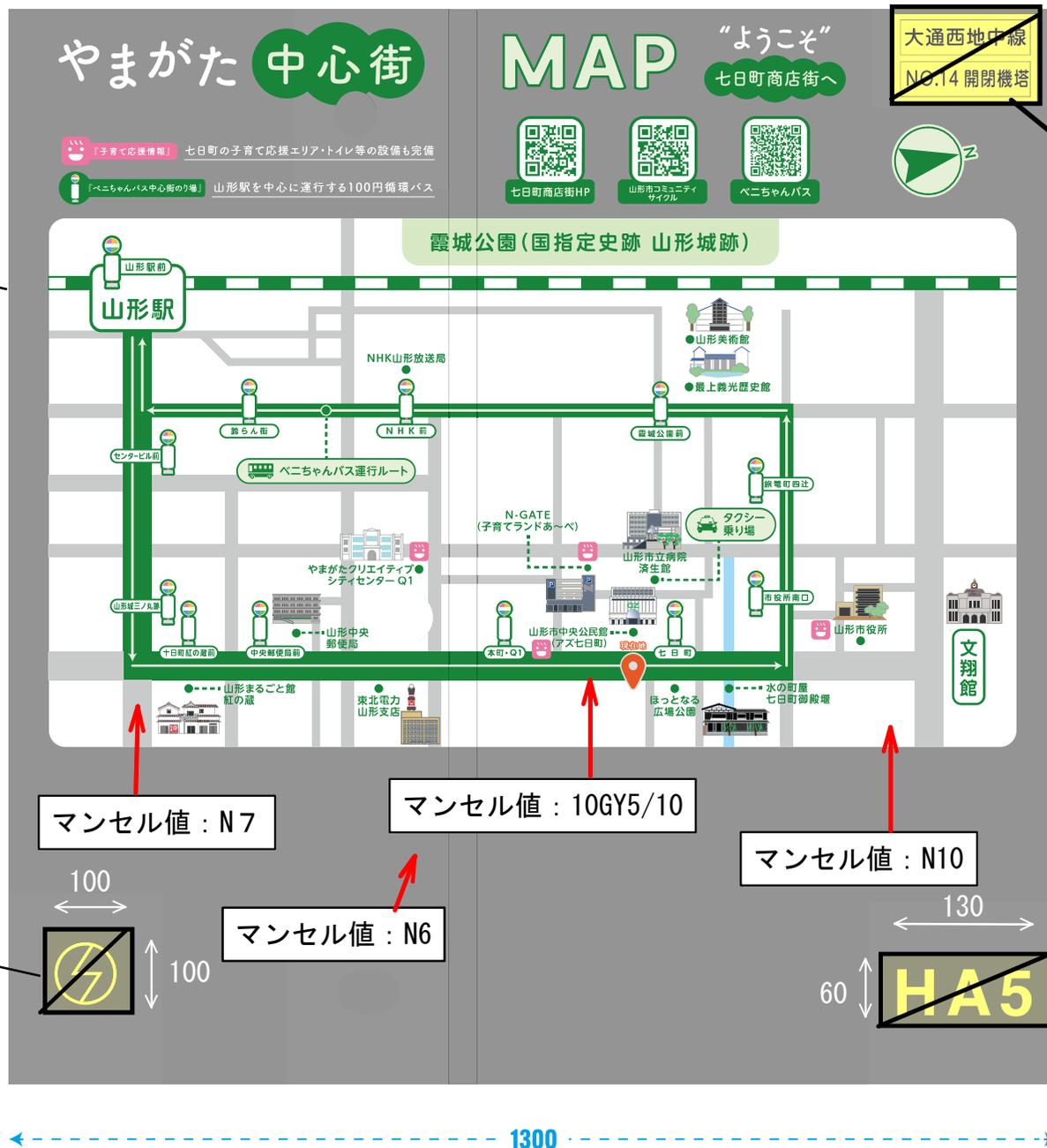
905

1300

7

分電盤 正面 (下地あり)

道路東側に位置する路上変電塔に表示する場合の意匠図
(大通り東地中線No. 15, NO. 20)



面積:1.68㎡
※は面積に含めない。

面積0.017㎡ (No. 15)
0.012㎡ (No. 20)

8

1320

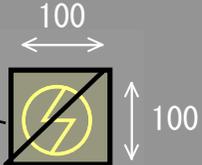
905

マンセル値 : N7

マンセル値 : 10GY5/10

マンセル値 : N10

面積:0.01㎡



マンセル値 : N6

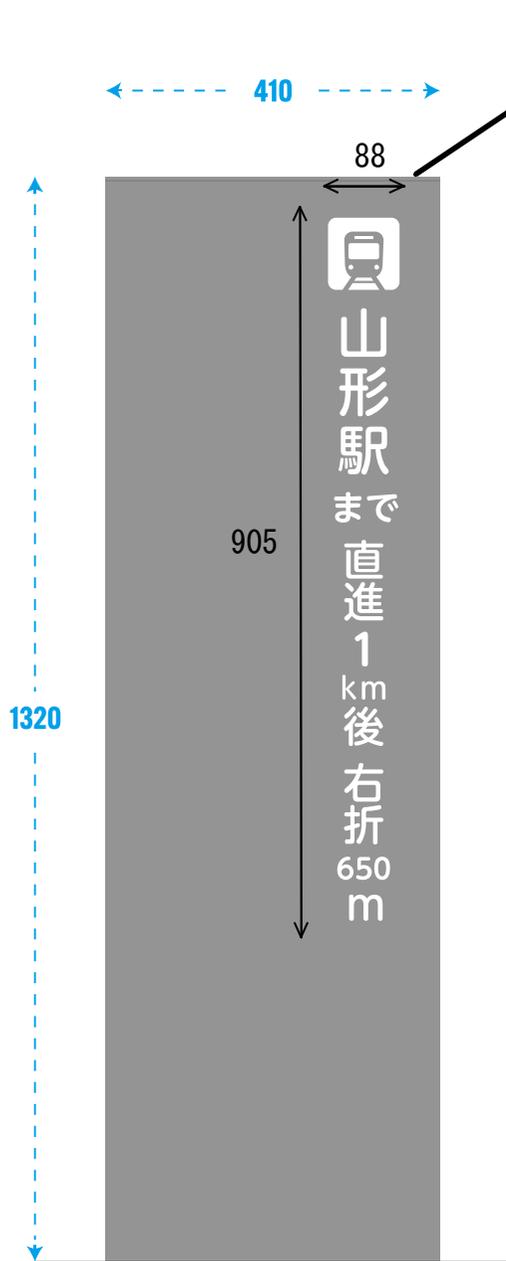


面積:0.007㎡

1300

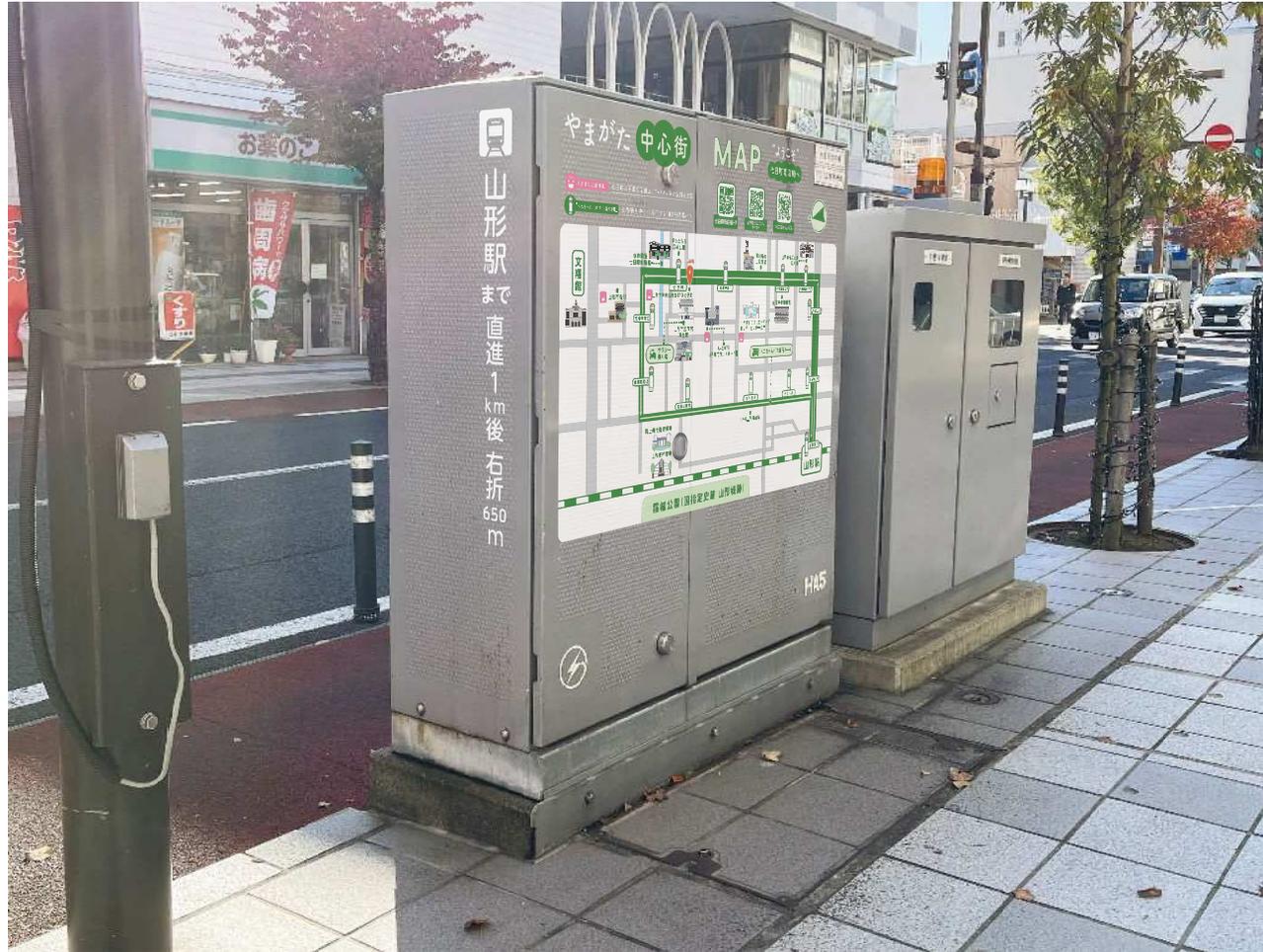
分電盤側面 歩道側寄せレイアウト

6



面積 0.54㎡

※側面の表示は北面にのみ表示



分電盤 側面（下地なし）

※ 北側側面へ表示する距離数については、表示する分電盤の場所が確定後に数値を反映予定です。（現在のデザインはあくまでイメージです）

※ 分電盤の両サイドが遮蔽物、自転車等で隠れて見えづらいことを想定したパターンになります。歩行者目線でサインを確認する際に歩道側にデザインを寄せることで浅い角度からでも見やすくなっております。

分電盤正面 当て込みイメージ



分電盤 正面 (下地あり)

分電盤 パターンB (下地あり)

マンセル値 : 10GY5/10

旅籠町四辻

バス停: 27pt

●ほっとなる広場公園

スポット: 34pt (UD新丸ゴ)



タクシー乗り場

スポット&道順 大: 39pt

文翔館

主要スポット: 63pt

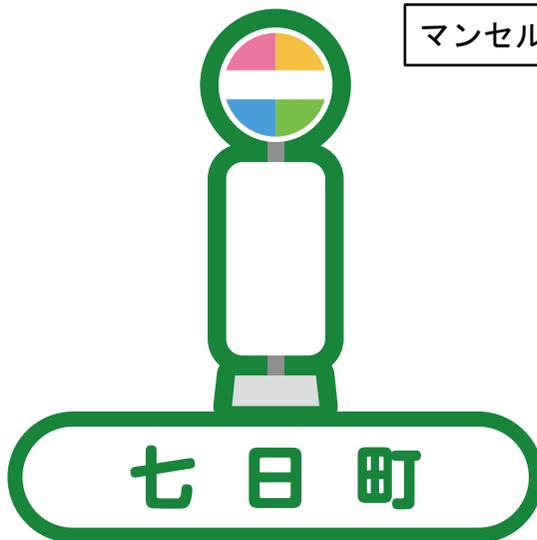
※見る際の想定距離は約65cmを想定しております。

マンセル値 : 10GY5/10



主要スポット

マンセル値10R6/16



バス停

現在地

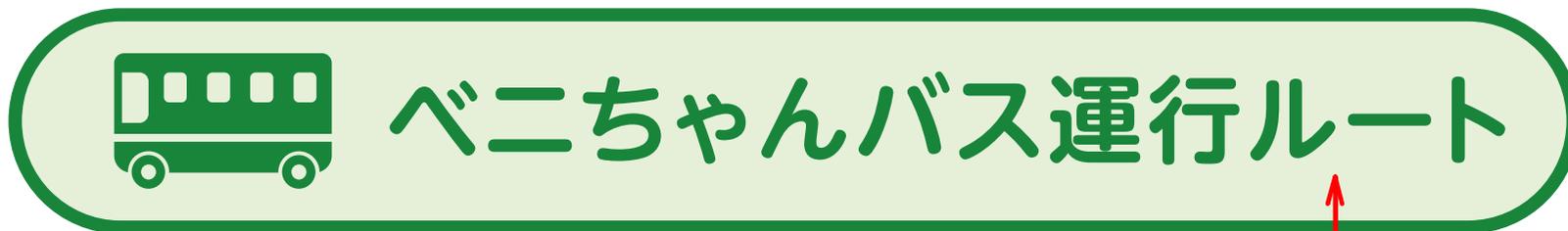


現在地

マンセル値7.5RP7/14



子育て支援



ベニちゃんバス/タクシー乗り場

マンセル値7.5GY9/4

※見る際の想定距離は約65cmを想定しております。

景観チェックシート

1 表示・設置予定場所の景観類型基準

- 山岳自然景観 山麓自然景観 谷地自然景観
 果樹・田園景観 田園内産業景観
 中心市街地景観 伝統市街地景観 沿道商業景観 市街地住宅景観

七日町商店街は、江戸時代初期から続く山形市の商業の中心地として、現在も大型複合ビルや専門店、観光拠点や公的施設などが立地し、賑わいのあるエリアとなっており、居住人口も増加し、加えて市外県外からの観光客も増加傾向にある。

2 特定景観誘導基準への配慮事項

(1) 形態・意匠

- 周辺から目立たないよう工夫した。
 周囲の景観との調和に配慮した。
 遠望する山並みとの調和に配慮した。
 周辺の田園景観との調和に配慮した。
 周辺の建築物等と調和するよう工夫した。
 地域の歴史性を生かす工夫をした。
 その他 ()

(2) 色彩

地色（マンセル値）： N6、N10

その他の色彩（マンセル値）： 10GY5/10、N7

- 地色や基調色は低彩度にした。
 周囲の景観との調和に配慮した。
 使用する色数を少なくするよう努めた。
 色彩相互の調和に配慮した。
 その他 ()

※ マンセル値

伝統市街地景観では、使用できる地色の色彩の彩度を、マンセル値により次のとおり設定します。

| 色相 | R (赤) | YR (黄赤) | Y (黄) | その他 |
|----|-------|---------|-------|-----|
| 彩度 | 10以下 | 10以下 | 10以下 | 8以下 |

(3) 素材（反射材）

反射素材の名称： _____

反射素材の使用面積： _____

- 周辺景観への調和に配慮し、使用面積や使用箇所などを工夫した。
 周辺の景観へ与える影響を抑えるための工夫をした。
 周辺の住民生活に与える影響を抑えるための工夫をした。
 その他 ()

(4) 電光表示・照明

- 点滅する電光表示や点滅する照明の使用を控えた。
 その他 ()

特定景観誘導基準は、山形市景観計画における景観への配慮事項であり、努力規定となります。
山形市屋外広告物条例に基づく設置基準とは異なります。

3 設置の目的

当商店街で策定した「将来ビジョン」に基づき、過ごしやすい居心地の良い街を目指す上で、七日町に暮らし、訪れる誰もが安全・安心で快適に過ごせる街の環境と空間を整えるべく、歩道や広場など公共空間の安全性・快適性の向上、誰もがアクセスしやすく利用しやすい街の実現へ向けて、街全体のホスピタリティ向上に取り組む。特に近年は市外県外からの観光客も増加し、誰もが来やすく分かりやすい案内サインの設置が必要な状況にあり、公共交通の利用促進も含めた街の利便性向上のため設置を行うものである。

4 デザインや大きさを配慮した事項

情報量を絞り、公共性の観点に立って、主に市外県外から来街された方に対し、特に位置情報としての拠点施設の掲載やバス・タクシー乗り場といった移動手段の案内など必要最小限とした。また、周辺の景観に配慮し、シンプルで見やすいデザインとした。

5 安全面・維持管理への配慮について

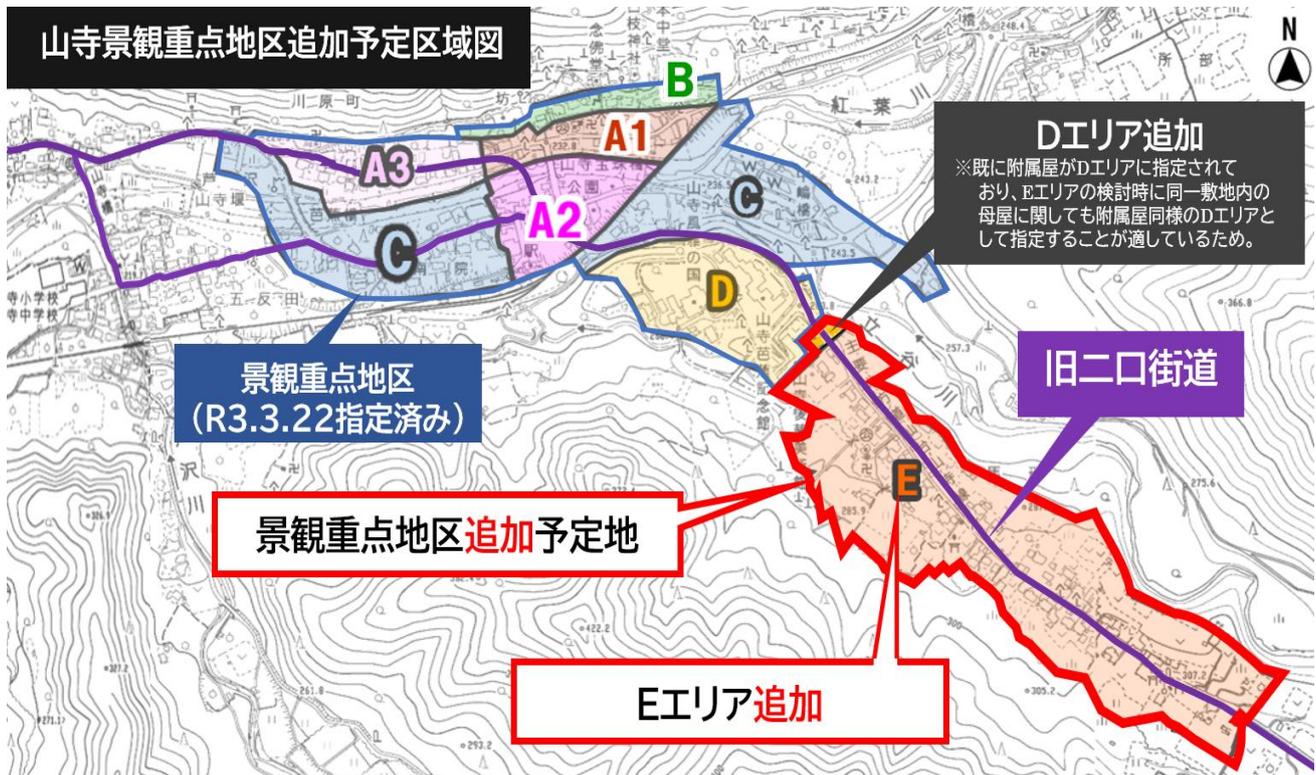
道路交通の安全を阻害しないよう、道路管理者との協議のうえ設置場所を調整した。また、ラッピングの素材質に関しては、地上機器を所有する企業と調整し、劣化による景観への影響に配慮し、雨や雪等にも耐え得る丈夫な素材を使用する。

山形市景観計画の変更（案）について

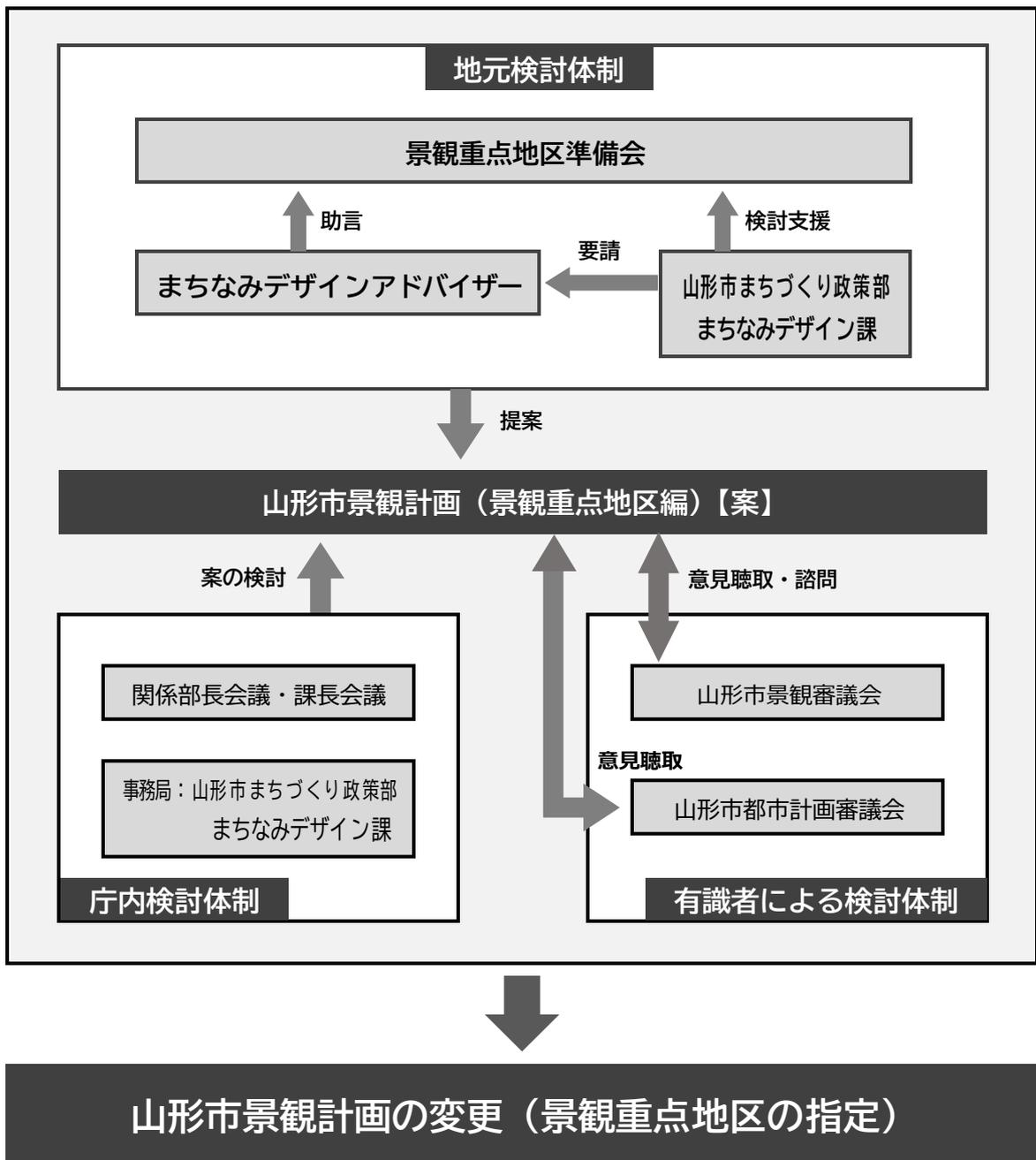
1 これまでの経緯と今後の予定

| 年月日 | | 会議等 |
|------|--------|---------------------------|
| 令和6年 | 5月14日 | 景観重点地区準備会の認定 |
| | 6月13日 | 馬形地区の景観重点検討地区の指定に係る関係課長会議 |
| | 6月28日 | 景観重点検討地区指定 |
| | 11月5日 | 第1回景観重点検討地区検討会 |
| | 11月20日 | 第2回景観重点検討地区検討会 |
| | 12月10日 | 第3回景観重点検討地区検討会 |
| 令和7年 | 1月27日 | 景観重点地区指定の提案 |
| | 1月29日 | 山形市景観審議会 意見聴取 |
| | 2月14日 | 山形市都市計画審議会 意見聴取 |
| | 3月18日 | 山形市景観審議会 諮問 |
| | 3月 | 山形市景観計画の変更（景観重点地区の指定） |

2 景観重点地区追加予定区域（約11.48ha）



3 山形市景観計画変更の検討体制



1 景観重点地区とは

特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備又は保全していく必要があると認められる地区について、山形市の景観条例に基づき景観重点地区として指定し、住民と市が協働して積極的な景観まちづくりを進める制度です。

景観重点地区では、住民主体の検討による地区の現況や課題を踏まえた景観形成方針のほか、地区独自の景観形成の基準や屋外広告物の設置基準を設けることで、一帯としての統一感を図るなど、よりきめ細かい景観まちづくりを行うことが可能となります。

2 山寺景観重点地区における景観形成基本方針

自然を感じ、歴史が香る、居心地のいい景観まちづくり

- (1) 主要な視点場からの良好な眺望景観の保全と活用
- (2) 彩り豊かな自然景観と調和する景観の創出
- (3) 歴史や文化を生かし、個性的で魅力的な景観の創出
- (4) 門前の機能の充実と賑わいあふれる沿道景観の創出

3 計画変更の目的

先行して取組を進めている川原町・南院地区と共に景観重点地区のまちづくりを進めることにより、山寺地区全体としてのまちなみ景観の向上を推進することで、地区の特性を生かした歴史・文化を感じる、愛着の持てる地域景観の創出と地区の魅力向上を図ることを目指しています。

また、この目的達成の足掛かりとするために景観重点検討地区として検討を進めてきた馬形地区を山寺景観重点地区のEエリアとして山寺景観重点地区のエリア追加を行うものです。

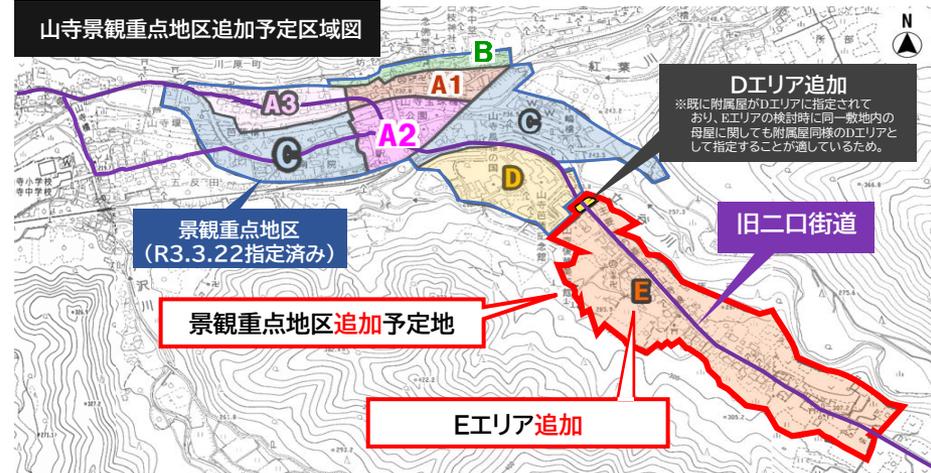
4 馬形地区の概要

馬形地区は、山寺駅から南東側に位置する歴史的風情を残す二口街道筋に伸びる集落です。

二口街道は、かつて江戸時代において山形藩と仙台藩の間を結ぶ重要な街道の一つとして整備されたと言われており、現在も街道筋の佇まいが残っており、山並みをはじめ、自然に調和し歴史性に配慮した景観形成が望まれる地区です。



5 馬形地区の現状と課題



Eエリア【自然に囲まれた街道沿いの集落エリア】

| 現状 | 課題 |
|--|--|
| (1) 山裾に広がる農地に囲まれ、線状に連なる集落のまとまりある姿が美しい集落です。このように集落の美しい姿の背景には個々の建築物の形態・色彩と土地条件に従った集落形態が大きく影響しています。 | (1) まちなみ景観に対しては、調和のとれた落ち着いたまちなみの形成のため、建築物の高さ、屋根の形態・色彩、壁面の色彩などに注意が払われることが望まれます。 |
| (2) まちなみを歩くと、湾曲した道路に沿って、木造の建築物、生垣や植え込みが歴史的風情を残すとともに、緑豊かな景観をつくっています。 | (2) 二口街道筋の建築物については引き続き高さを抑えるとともに道路に対してゆとりある建築物の配置、庭・生垣の維持や積極的な緑化が求められます。 |
| | (3) 集落のまとまりや歴史的佇まいを感じられる、まちなみ景観を将来的にも保全されることが望まれます。 |

6 地区における検討の経緯

| | |
|-------|---------------------------------------|
| R6.5 | 景観重点地区準備会設立 |
| R6.6 | 景観重点検討地区指定 |
| R6.11 | 第1回 景観重点検討地区検討会 (景観形成方針やエリアの検討) |
| R6.11 | 第2回 景観重点検討地区検討会 (景観形成基準・屋外広告物設置基準の検討) |
| R6.12 | 第3回 景観重点検討地区検討会 (景観形成基準・屋外広告物設置基準の検討) |



7 景観形成目標・景観形成基準

(1) 景観形成目標

- ① 歴史的風情を残す二口街道筋のまちなみ景観を保全し、次世代に引き継がれる景観まちづくりを進める
- ② 壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより建築物の連続性を生みだし、調和のとれたまちなみの形成を図る
- ③ 生垣、植え込みなどにより四季を彩り、緑豊かな景観の保全に努める

(2) 景観形成基準<遵守事項>

| | |
|--|---|
| ① 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | <ul style="list-style-type: none"> ■伝統和風建築タイプ（詳細は下記表のとおり） ■住宅建築タイプ【ページュ系・暗色系】（詳細は下記表のとおり） |
| ② 屋根の色彩 | ■黒色～暗灰色・暗褐色等 |
| ③ 標準とする建築モデルタイプをベースにした建築物・敷地デザインの地区別基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ屋根とするよう努めること。それ以外の勾配屋根の場合は、周囲の景観と調和していると認められるものであること。 ■道路の日照等を考え建築物は2階建てまでとするよう努め、道路に近接する部分については2階部分をセットバックするよう努めること。 |
| ④ その他建築物や敷地のデザインに関わる配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ■門や塀、柵、生垣、石垣、駐車スペースにおいては、通りの景観に調和するよう、自然素材の使用、彩度の抑制、塀などの高さの抑制に努めること。 ■生垣、石垣などの歴史性を感じさせる工作物は可能な限り保全に努めること。 ■住宅まわりを緑化し、周囲の植栽を維持して景観の維持に努めること。 |

| | 伝統和風建築タイプ | 住宅建築タイプ(ページュ系) | 住宅建築タイプ(暗色系) |
|---------|--|--|----------------------|
| ① 構造 | ■木造 | — | — |
| ② 屋根の形態 | ■4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ■軒の出・けらばの出を有する | ■4寸～6寸勾配の屋根(切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ)を基本とする ■軒の出・けらばの出を有する | — |
| ③ 屋根の葺材 | ■和瓦またはこれと同等の風情を有するもの | ■和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの | — |
| ④ 屋根の色彩 | ■光沢の無いもので、黒色または暗灰色 | ■光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等 | — |
| ⑤ 外壁の形態 | ■真壁造りまたは押縁(影子)下見板張り(腰板張り) | — | — |
| ⑥ 外壁の素材 | ■塗り壁(土、漆喰、モルタル等)または板張り | ■塗り壁(土、漆喰、モルタル等)、板張り、サイディング・ALCパネルなど | ■板張り、サイディング・ALCパネルなど |
| ⑦ 外壁の色彩 | ■白またはY(黄)系の色相で彩度3以下 | ■白(N9以上は除く)またはY(黄)系の色相で彩度3以下 | ■黒色系または褐色系などを基本とする |

(3) 屋外広告物設置基準

多様なタイプの屋外広告物について、それぞれに対応した基準を定めることで、建築物等の取り組みと一体となって景観まちづくりを進めるために設定するものです。この基準に則り、必要に応じて地元で実施基準(もしくは運用基準)を定めるなどして、良好な景観の形成を図っていきます。

全般

- ① 屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整理化に努めること。
- ② 地区全体の活性化のため、期間及びルール(地区及び市との協議が必要)を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。

設置

- ① 自家広告物と案内広告以外の一般広告は設置しないこと。
- ② 屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
- ③ ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。
- ④ 点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。
- ⑤ 壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は、入り口付近に設置すること。
- ⑥ 壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は、一棟あたりどちらか1つまでとする。

(参考) 広告物の種類

規模

- ① 壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は、歩行者目線で認知できる必要最小限の大きさとすること。
- ② 敷地単位での広告物全体の合計表示面積を10㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準を満たすようにすること。

(参考) 看板の種類ごとの基準

| 看板の種類 | A1、A2、A3、B、Cエリア | | | Dエリア | | 馬形地区(Eエリア) | |
|-------------|-----------------------------------|----------|----------|----------|--------------|------------|--|
| | 表示面積(一面) | 高さ | 表示面積(一面) | 高さ | 表示面積(一面) | 高さ | |
| 建植 広告板 | 3㎡ 以下 | 3m 以下 | 5㎡ 以下 | 5m 以下 | 1.5㎡ 以下 | 2m 以下 | |
| 壁面平面 広告板 | A1、A3、B 原則設置不可 A2、C 3㎡以下 | — | 5㎡ 以下 | — | 概ね 0.3㎡以下 | — | |
| 壁面突出 広告板 | 1.5㎡ 以下 | — | 5㎡ 以下 | — | 概ね 0.3㎡以下 | — | |

形態・意匠

- ① 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- ② 自然豊かな歴史ある街道筋や周辺の山並みに調和した馬形地区の風情にあった形態意匠とすること。

色彩

- ① 地色は黒、揚げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとし、以下の彩度基準を目途とする。ただし、自然素材の色彩はこの限りではない。

| 色相 | R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄) | N(無彩色) |
|----|------------------|--------|
| 明度 | 3以下 | |
| 彩度 | 4以下 | — |

② 文字などは、以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

| 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 |
|----|------|--------|------|-----|
| 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 |

③ 使用する色数をできるだけ少なく(4色程度)するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
④ 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。

素材

- ① 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材(木材や石材を推奨)を用いるよう努めること。
- ② 光を強く反射する素材は使用しないこと。

その他

- ① 老朽化した看板は撤去すること。
- ② 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

資料 1 3

山形市景観計画 別冊
山寺景観重点地区編 (案)



令和 3 年 3 月 山形市

目 次

| | | |
|------------|-----------------------------|-----------|
| 序 章 | 山形市景観計画（景観重点地区編）とは | 1 |
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 景観重点地区の選定基準 | 1 |
| 3 | 景観重点地区（山寺）指定の目的 | 2 |
| 4 | 景観計画の期間【本編抜粋】 | 2 |
| 第1章 | 山寺（川原町・南院・馬形地区）の景観 | 3 |
| 1 | 山寺地区の概要 | 3 |
| 2 | 景観の現状と課題 | 4 |
| 第2章 | 景観重点地区の方針 | 11 |
| 1 | 景観重点地区の名称 | 11 |
| 2 | 景観重点地区の区域 | 11 |
| 3 | 景観形成の基本方針 | 12 |
| 第3章 | 景観まちづくりの誘導の取り組み | 13 |
| 1 | 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 | 13 |
| 2 | 屋外広告物の行為の制限に関する事項 | 30 |
| 第4章 | 景観まちづくりの推進に向けて【本編抜粋】 | 40 |
| 1 | 市民と事業者の役割 | 40 |
| 2 | 行政の役割 | 41 |
| 3 | 市民・事業者・行政の協働 | 42 |

序章 山形市景観計画（景観重点地区編）とは

1 はじめに

山形市では、平成31年4月に景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、良好な景観の形成のための基本方針を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを推進することとしています。また、当該計画において、特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備、又は保全していく必要があると認められる地区について、より積極的な景観形成を推進するため、景観重点地区制度を創設しました。

本書は、景観重点地区の指定により、歴史的まちなみの保存・再生を図り、観光産業の更なる振興と、誇りと愛着の持てる地区を目指す山寺（川原町・南院・馬形）地区住民からの提案を基に、同地区における景観形成の基本方針やエリアごとの景観形成の目標、良好な景観の形成を推進するために必要な景観形成の基準などについてまとめたものです。

2 景観重点地区の選定基準

山形市では、『住民による発意型』と『山形市からの提案型』の2種類の景観重点地区の指定プロセスを設けていますが、そのうち、以下のいずれかの基準に該当すると認められる地区について、景観重点地区の指定に向けた取り組みを開始します。

- ①山形市のシンボルや顔としてのアピール性を有し、魅力あるまちなみ景観の形成を目指す地区
- ②特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲との景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地区
- ③新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地区
- ④これまでに景観整備の取り組みを行っており、景観まちづくりに対する地元住民の理解や盛り上がりのある、又は期待できる地区
- ⑤景観が対外的に評価されていると認められる地区

《山形市景観計画「第4章 景観まちづくりに向けた協働の取り組み」抜粋》

なお、本書の山寺（川原町・南院・馬形）地区につきましては、上記①②④⑤に該当する地区として、『住民による発意型』で取り組みをスタートしています。

3 景観重点地区（山寺）指定の目的

国指定の名勝及び史跡である山寺では、高木の育つ険しい崖を縫って幾百段もの石段を登ると、絶壁の上に置かれた納経堂と開山堂、そして五大堂へと至ります。そこに、あたりを一望する絶景が開けます。この大パノラマをつくっているのは、自然に抱かれ自然と調和した人々の日々の生活空間です。

この眺望景を守るとともに、この生活空間の視覚環境を高め、門前に形成された市街地にこの佳境にふさわしい風格を加えて、未永く愛されるまちなみをつくることを目的とします。



4 景観計画の期間【本編抜粋】

景観まちづくりが人々の生活に溶け込み、その中での日々の営みが、いつか風土としてその土地に息づくためには、未来を見据え、子ども達に景観をつなぐ取り組みを、長い時間をかけて熟成させていく必要があります。

このことから、本計画は計画期間を定めないこととしますが、景観における様々な環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行いながら、取り組みを推進します。

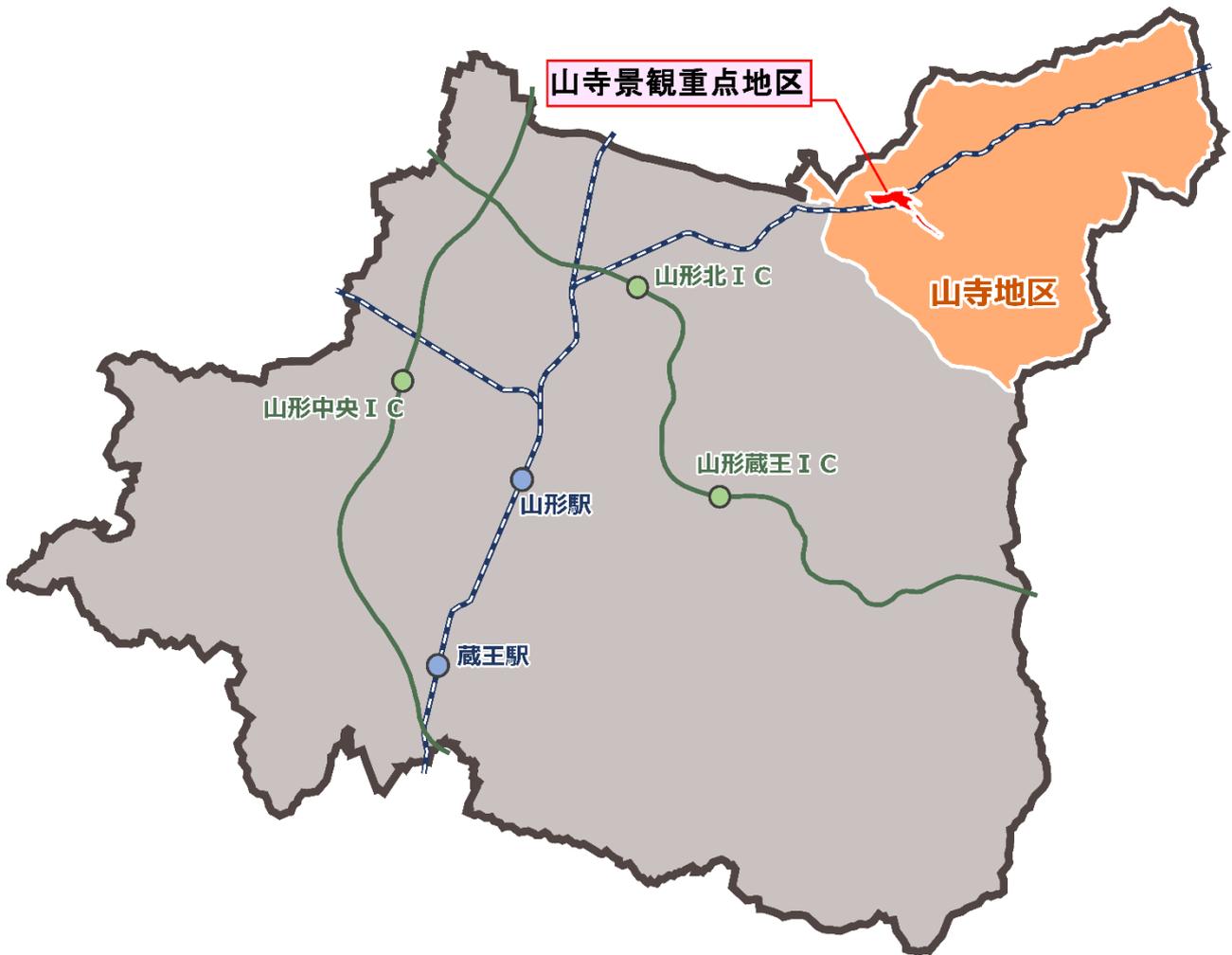
第1章 山寺（川原町・南院・馬形地区）の景観

1 山寺地区の概要

山寺地区は、山形市北東部に位置し、蔵王国定公園の豊かな自然と、宝珠山立石寺を中心とする観光地「山寺」の歴史・文化性により、それらの織り成す美しい景観を有する地区です。

山寺は、貞観2年（西暦860年）に、当時の清和天皇の勅命で慈覚大師が開山したのが始まりとされ、東北有数の霊場として、また、松尾芭蕉が『閑さや岩にしみ入る蝉の声』の名句を残した地としても有名です。また、明治41年（西暦1908年）には、当時の皇太子殿下（後の大正天皇）の行啓を仰ぎ、これを契機に観光地山寺としての歩みが始まりました。

現在では、山形市を代表する観光地の一つに数えられ、鬱蒼とした杉木立と奇岩怪石に囲まれた千幾段の石段や、五大堂から眼下に望む自然に包まれた古き良き日本の集落景、宝珠山立石寺をはじめとする多くの歴史・文化資産など、多彩な観光資源により、毎年多くの観光客が訪れています。



2 景観の現状と課題

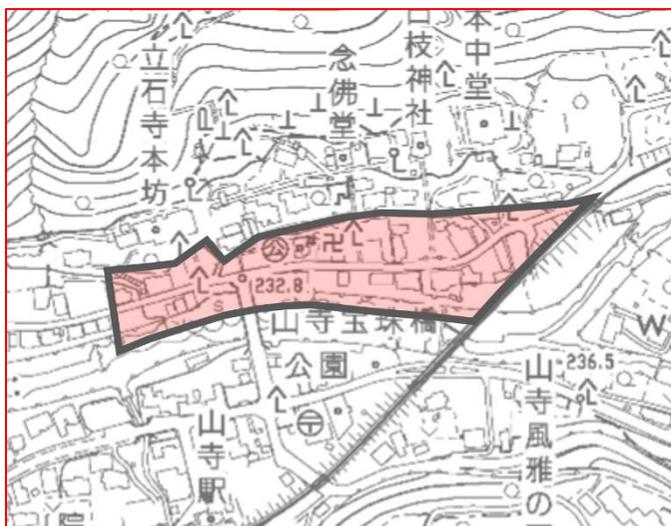
宝珠橋から登山口に至る門前通り沿いの商業地エリア

現状

- ・宝珠橋と山寺登山口との間にあって、ほとんどの参詣者が通る賑わいのあるエリアです。緩やかな上り坂となって、4 m程（かつて2間）の道路沿道には、飲食店や土産物店が並んでいます。
- ・建物の多くは直接道路に面しています。3階建ての中層建物もある一方で、駐車場を併設した店舗が多いのが現状です。屋外広告物（店舗の看板、駐車場のサイン、のぼりなど）も多くなっています。
- ・街の背後には山、川が迫っており、建物脇から背後の緑や寺社、川などが垣間見える風景がうるおいを与えています。
- ・沿道の石段や鳥居、高木なども街を特徴づける景観要素です。

課題

- ・建物は和風を意識してデザインされてきましたが、その方向性はまちまちで、連続性を欠き、街としてのアイデンティティを明確にできていない点に課題があります。
- ・商業店舗として黒色の屋根や木造の魅力を引き出すことに成功している事例を、一つのモデルとしてデザイン誘導を図るなど積極的な景観形成が望まれます。
- ・魅力的な屋外空間を形成し、来訪者の様々なアクティビティを生み出すことは今後のまちづくりの一つの課題です。
- ・過度な壁面看板が建築物の魅力を損ねたり、多くののぼりやサイン類がまちなみの連続性を損ねたり、背後の風景や特徴的な景観要素を隠すなどしている点は改善すべき点です。
- ・道路沿いの電柱と空中線が景観を阻害していることから、無電柱化により山寺の門前町に相応しい景観を形成・保全する必要があります。



駅から宝珠橋へ至る主要な参詣ルート沿道のエリア

現状

- ・ JR山寺駅から宝珠橋に至る参詣ルートとなっています。飲食店、土産物店のほか、駐車場も多くなっています。
- ・ 登録有形文化財である山寺ホテルが駅前であり、ランドマークとなっています。JR山寺駅舎もこれに呼応したデザインとなっており、駅前の景観軸をつくっています。
- ・ 駅からは、山寺の全山を一望することができます。

課題

- ・ 駅前に中小規模の駐車場が多くなっていること、幹線道路が整備途中であることなど、土地の有効活用とまちなみの再形成は今後の課題です。
- ・ 通りごとに、連続性とまとまりのある景観をつくるよう、近隣や通り景観を意識した建築デザインが求められます。
- ・ 屋外広告物もこの景観に収まるよう、大きさや色彩などに配慮する必要があります。



下山口以西の参詣ルートにあたる住宅地エリア

現 状

- ・住宅が主体のエリアですが、飲食店の立地も見られます。近年駐車場が増える傾向にあります。
- ・道幅は4m程と狭いのですが、参詣者の通行があります。
- ・駐車場の設置に伴って、駐車場看板や自動販売機の設置が見られます。

課 題

- ・生活空間としての環境を維持しつつ、参詣者の歩行者目線での景観形成が求められます。
- ・勾配屋根をもった連続性のある和風住宅地景観の形成が課題です。
- ・駐車場サインの統一、駐車場際の緑化、自動販売機の色彩抑制などが課題です。



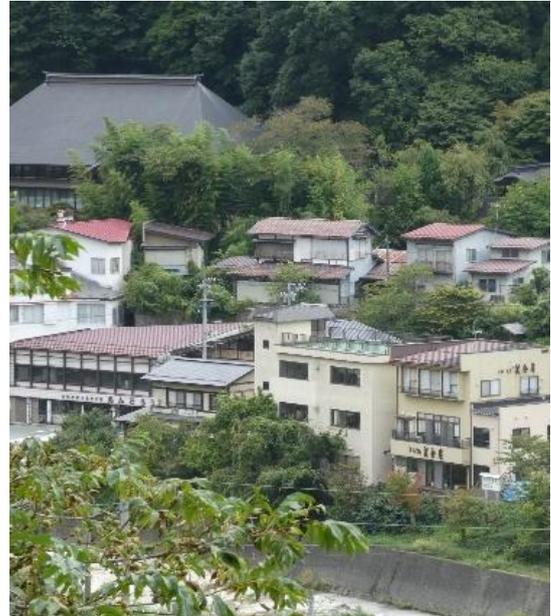
門前通りと寺域に挟まれた住宅地エリア

現 状

- ・門前町の背後、寺域との間に形成された住宅地で市中の山居の呈をなしています。
- ・周囲の高木や個々の庭木によって緑豊かな環境がつけられています。また、石垣や石段など、歴史を感じさせる工作物がうるおいを与えています。

課 題

- ・駅などの眺望点から一望されるため、その風景に溶け込むようにすることが求められます。これまでどおり緑を維持したり、建物の高さや屋根壁面の色彩に配慮することが望まれます。
- ・景観要素を維持し、看板など目立つものは設けず、山居の風情の維持が求められます。



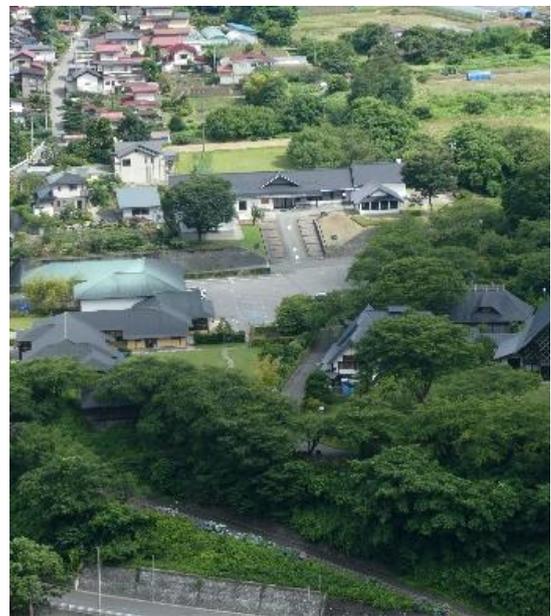
大規模な施設が集まるエリア

現 状

- ・山寺芭蕉記念館、山寺風雅の国（閉館）、山寺後藤美術館といったそれぞれに特徴あるデザインが施された大規模な施設が集まっています。
- ・山寺と川を挟んで向き合う段丘上に位置し、眺望が開ける場所です。
- ・エリア全体が緑に囲まれ、それぞれの施設に和風の趣があり、良い景観をつくっています。

課 題

- ・今後とも、この雰囲気と特徴的な景観が保たれるよう、それぞれの施設がそれぞれのデザインコード（設計意図・方針）に則って維持されることが望まれます。
- ・地区内外の豊かな緑を維持すること、看板類もこの地区に合ったものとするなどが求められます。



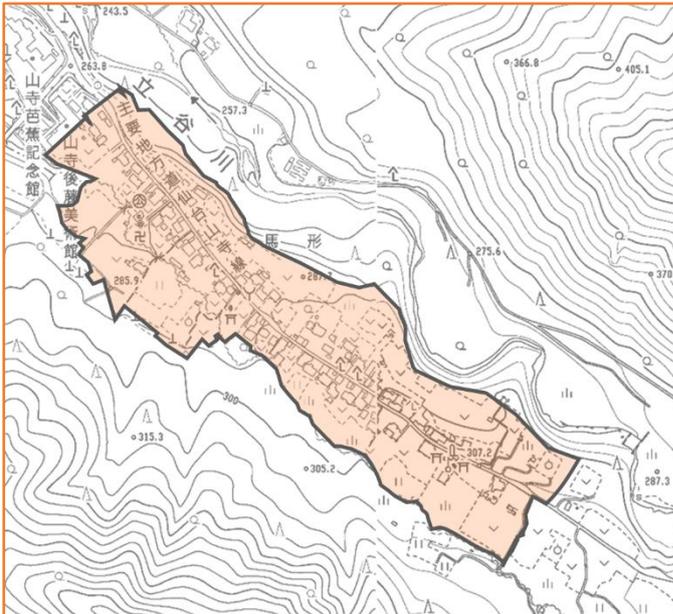
自然に囲まれた街道沿いの集落エリア

現状

- ・山裾に広がる農地に囲まれ、線状に連なる集落のまとまりある姿が美しい集落です。このように集落の美しい姿の背景には個々の建築物の形態・色彩と土地条件に従った集落形態が大きく影響しています。
- ・まちなみを歩くと、湾曲した道路に沿って、木造の建築物、生垣や植え込みが歴史的風情を残すとともに、緑豊かな景観をつくっています。

課題

- ・まちなみ景観に対しては、調和のとれた落ち着いたまちなみの形成のため、建築物の高さ、屋根の形態・色彩、壁面の色彩に注意が払われることが望まれます。
- ・二口街道筋の建築物については引き続き高さを抑えるとともに道路に対してゆとりある建築物の配置、庭・生垣の維持や積極的な緑化が求められます。
- ・集落のまとまりや歴史的佇まいを感じられる、まちなみ景観を将来的にも保全されることが望まれます。



第2章 景観重点地区の方針

1 景観重点地区の名称

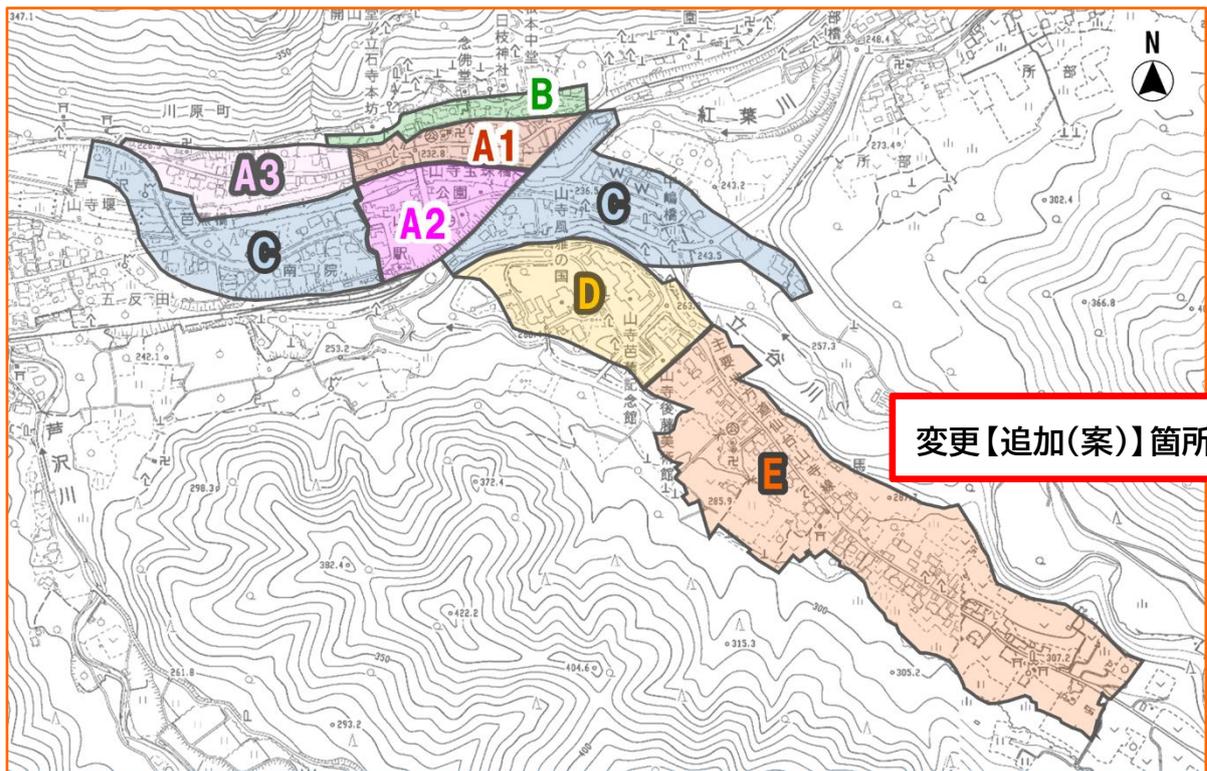
山寺景観重点地区 【令和3年3月22日指定】

2 景観重点地区の区域

山寺地区は、奥羽山系の山々に囲まれ、立谷川、紅葉川などが流れる自然豊かな地域です。その険阻な山腹に立石寺（山寺）が開かれ、周囲に市街地が発達しました。

その風光明媚な自然と格式ある歴史的な景観に相応しいまちを目指し、ここに住まう人や、ここを訪れる人にとって魅力あるまちなみの創出を図るため、立石寺五大堂などからの眺望範囲と川原町・南院地区を中心とした立石寺門前の市街地、馬形地区の歴史的風情を残し、緑豊かな景観をつくっている集落を対象とします。

なお、下図のエリア区分は、前章に記載の景観の現状や課題等を整理する際に見えてきたものです。



【景観重点地区（山寺）区域図】

前章に記載の各エリアの現状や課題を踏まえ、次の景観形成の基本方針のもと、山寺地区固有の多様な魅力を守り・生かしながら、日常の空間であり、おもてなしの場でもある集落として、人と人とのつながりのある居心地の良い場所づくり、みんなでつくる景観まちづくりを目指し、子や孫の世代に繋げる景観を保全・創出します。

自然を感じ、歴史が香る、居心地のいい景観まちづくり

主要な視点場からの良好な眺望景観の保全と活用

立石寺五大堂や芭蕉記念館など、主要な視点場から見える眺望景観について、景観重点地区の内外を含め保全します。また、身近な眺望景観の発掘のほか、眺望点相互のつながりを創出します。

彩り豊かな自然景観と調和する景観の創出

山寺地区の空間的特徴である、山に抱かれ、川に沿った集落の姿を大切にし、通りや家々からの山々や川の見え方を意識した、自然と調和した景観を創出します。

歴史や文化を生かし、個性的で魅力的な景観の創出

沿道に点在する、歴史や文化を感じる要素（歴史的な建造物や石垣や祠など）を大切にし、このまち固有の魅力ある景観を創出します。

門前の機能の充実と賑わいあふれる沿道景観の創出

山寺への導入部としての門前町の役割を高めることで、立石寺などへのいざないを意識し、来訪者も住民も歩き・語り・楽しめる、人々で賑わう景観を創出します。

第3章 景観まちづくりの誘導の取り組み

1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

山形市全域においては、一定規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などの行為については、景観への影響が非常に大きいことから、届出の対象とし、景観形成の方向性や景観形成基準に基づいた適切な景観誘導を進めています。

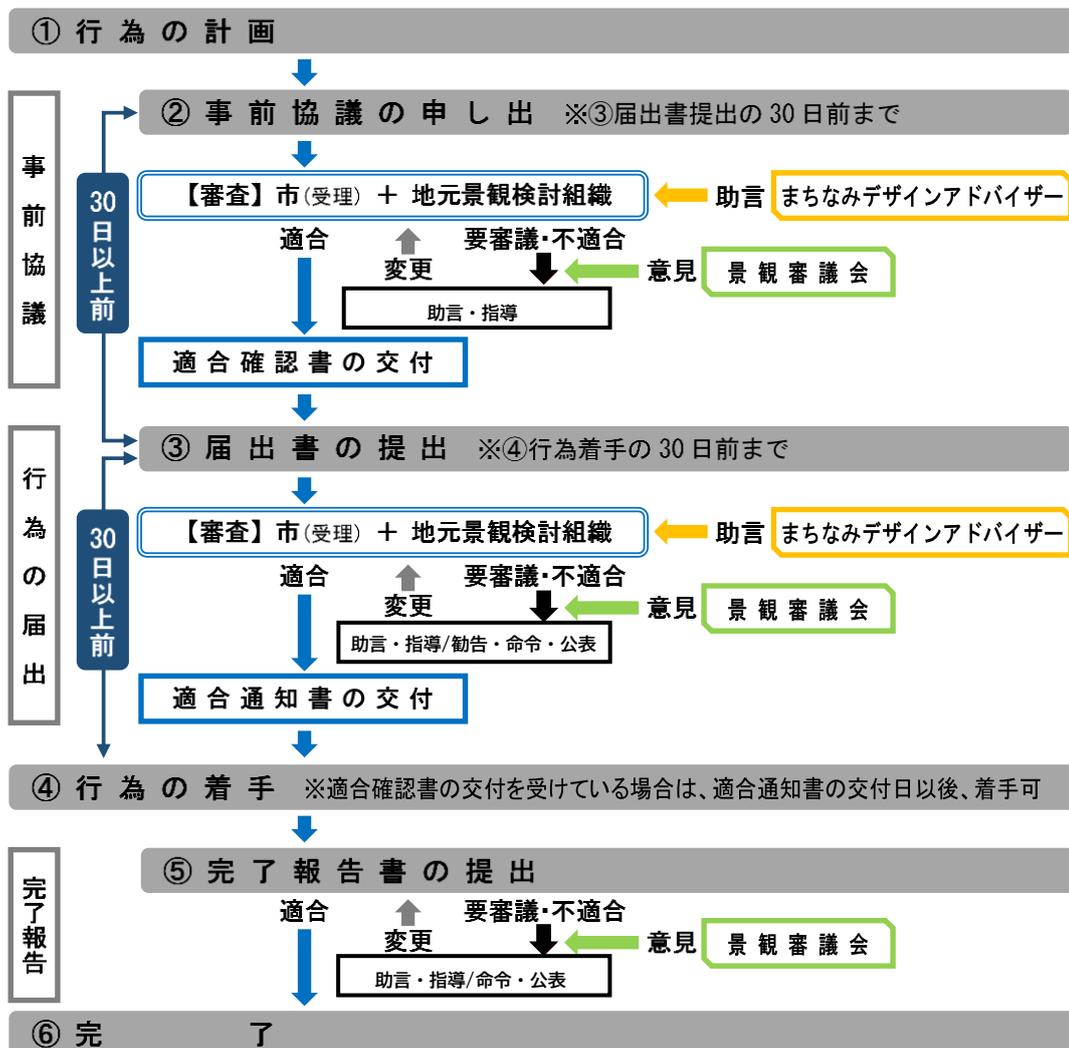
景観重点地区においては、一定規模に満たない行為であっても届出の対象とし、よりきめ細やかな景観誘導を行うことにより、そこに住まう住民が誇りと愛着の持てる故郷として、また、訪れる人にとっても魅力的なまちなみとして、良好な景観の創出を図ります。

なお、届出の対象とならない行為についても、景観形成目標や景観形成基準への適合に努め、良好な景観の形成を図るものとします。

■事前協議・届出の流れ

届出の対象となる行為については、景観法に基づく届出の前に、山形市景観条例に基づき、事前協議が必要となります。

届出等が景観形成基準に適合しない場合や、景観形成基準に適合しない行為を行った場合は、必要に応じて「勧告・命令・公表」を行います。

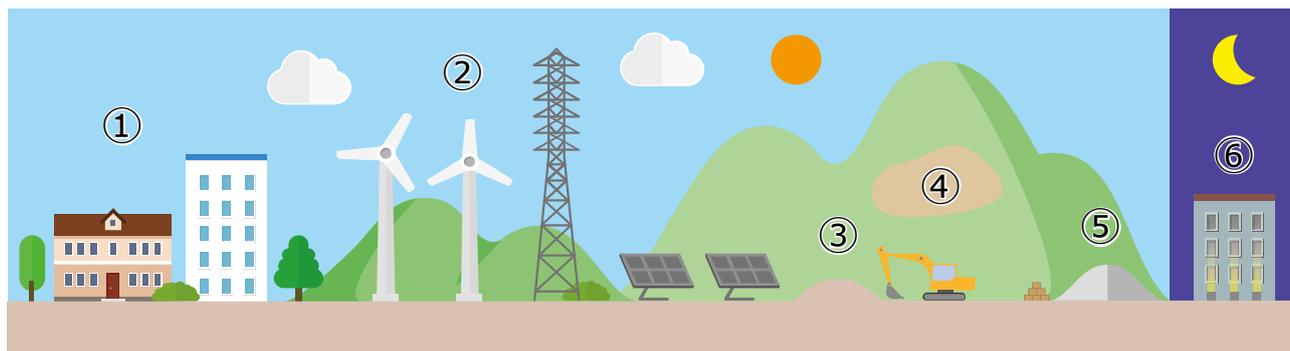


※この届出とは別に、建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請などの手続きも必要です。

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次の①～⑥の6項目とします。(届出の対象となる規模は次頁)

| 届出対象行為 | 対象物の定義 |
|---|--|
| ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ア 屋根及び柱若しくは壁を有するもの イ アに附属する門、塀 ウ 観覧のための工作物 エ 高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫など オ ア～エの建築設備 |
| ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ア 木柱、鉄柱、RC柱、合成樹脂製の柱、煙突その他これらに類するもの イ 物見塔、電波塔、装飾塔、アンテナその他これらに類するもの ウ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(支持物を含む。) エ 物の製造、貯蔵、処理の用に供する施設 オ 自動車車庫 カ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの キ 太陽光発電施設 ク 風力発電施設 |
| ③都市計画法に規定する開発行為 | 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 |
| ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ ア～ウのほか、切土、盛土を行うことなどにより土地の形状が変化する行為 |
| ⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ア 屋外における土石の堆積 イ 屋外における廃棄物の堆積 ウ 屋外における再生資源の堆積 エ 屋外におけるその他の物件の堆積 ※その他の物件とは、コンクリート製品や型枠などの建築資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など |
| ⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明 | 届出対象規模の建築物及び工作物に行われる当該照明 |

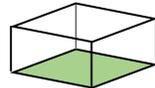


(2) 届出対象規模

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

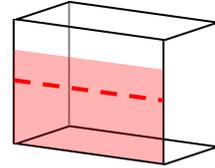
■建築物・工作物
 新築：地区内で行われるものすべて
 増築、改築、移転：
 床面積が10㎡を超えるもの
 外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を超える外観の変更
 その他、修景を含め、景観形成に強く影響を及ぼす行為

【増築、改築、移転】



10㎡超

【外観】

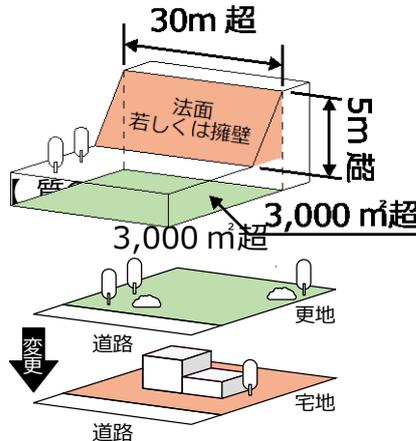


面積の1/2超

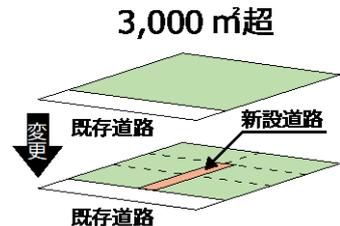
③都市計画法に規定する開発行為

■行為によって生じる法面若しくは擁壁
 高さ：5m超
 延長：30m超
 ■行為の規模
 面積：3,000㎡超

【形の変更】

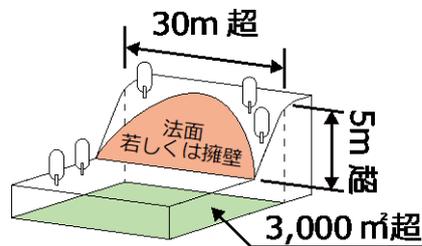


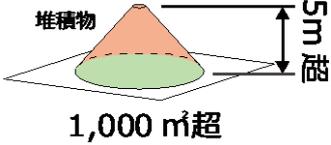
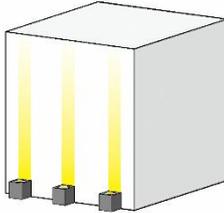
【区画の変更】



④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

■行為によって生じる法面若しくは擁壁
 高さ：5m超
 延長：30m超
 ■行為の規模
 面積：3,000㎡超



| ⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | |
|---|---|
| <p>■行為によって生じる堆積 高さ：5m超 面積：1,000㎡超 ※堆積の期間が30日を超えるものに 限る</p> |  <p>The diagram shows a 3D perspective of a conical pile of debris. The pile is colored orange on top and green on the bottom. A vertical double-headed arrow on the right side indicates a height of 5m. A horizontal double-headed arrow at the base indicates an area of 1,000㎡. The text '堆積物' (debris pile) is written above the pile.</p> |
| ⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明 | |
| <p>届出対象規模の建築物及び工作物 に対して行われる、照明の新設・ 移設及び色彩等の照明方式の変更 ※催し等のための一時的なもの、試験・ 研究のためのものを除く</p> |  <p>The diagram shows a 3D perspective of a rectangular building. Three vertical yellow light beams are shown emanating from the base of the building, illuminating its facade. The beams are represented by vertical lines with a yellow glow.</p> |

(3) 景観形成基準

①景観形成基準について

景観形成基準については、景観形成の基本方針の実現のため、それぞれのエリアにおける建設活動の中で、エリアごとの景観的特徴をどのように生かすのか、そのための設計上のポイントを示すものです。

ここでは五大堂などからの眺望が代表する主要な眺望点からの景観の保全、**集落のまとまりを維持し、歴史的佇まいを感じさせる二口街道筋のまちなみ景観の保全**、通りを歩く人々が目にする視覚環境の向上という**3つ**の観点から基準を設定するものとします。

②用語について

- ・ 遵守基準 それぞれのエリアの景観形成目標を実現する為に定める基準
- ・ 推奨基準 遵守基準よりも厳しく、景観形成に対し、より積極的な貢献を求める基準で、適合を推奨する基準

③対象エリア全域に共通する基準等

③-1 景観形成目標

五 大堂などからの眺望景の価値を守り、その魅力を高めてゆく

③-2 遵守基準

ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■この眺望景の形成にかかわる建築物の建築は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。

■建築物の屋根の形態は勾配屋根とし、素材は光沢のないもので、色彩はマンセル値のN0～N5の黒色または暗灰色を基本とすること。

■陸屋根とする場合は相応の理由がある場合のみとし、その場合、色彩等の工夫により景観に及ぼす影響を抑制すること。

■建築物の屋根に太陽光発電設備を設置するときは、光沢を抑えた黒色タイプとすること。陸屋根を除き、勾配は屋根面に一致させ、屋根と一体的に設けること。

イ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■この眺望景への影響が懸念される大規模な人工物（電波塔、風力発電施設など）の建設や造成工事、樹木の伐採などは行わないこと。

■この眺望景の形成にかかわる工作物の建設は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。

■独立して太陽光発電設備を設置するときは、太陽光電池モジュールは光沢を抑えた黒色タイプ、その他附帯設備は落ち着いた色調とし、眺望景を損ねないよう一定密度以上の修景植栽を施すこと。

■地形を改変する造成工事や樹木の伐採などを伴う太陽光発電設備の設置は行わないこと。

ウ 都市計画法に規定する開発行為

■この眺望景への影響が懸念される開発行為は、その景観的価値を損ねないよう、市との協議の下に進めるよう努めること。

④標準とする建築モデルタイプの設定

標準とする建築のモデルタイプを次のとおり設定します。

エリアごとの遵守基準、推奨基準では、このモデルタイプに準じたものまで許容範囲に含める一方で、建築物だけで景観が形成されているわけではないため、敷地条件等に応じて緑化などの条件を付加したり、近隣との将来的な連携を求めるなどして、それぞれの通りの景観向上に必要な要件を明確にしています。

I 現代和風建築A1 エリアタイプ

| | |
|-------|---|
| 屋根の形態 | ■反り・むくりの無い4寸5分勾配の切妻または寄棟 ■軒の出・けらばの出を有する※1 |
| 屋根の葺材 | ■和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの |
| 屋根の色彩 | ■光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2 |
| 外壁の形態 | ■真壁造り※3 |
| 外壁の素材 | ■塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、窯業系サイディング※4のいずれか ■柱・梁及び腰壁等は木材※5 |
| 外壁の色彩 | ■白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 ■柱・梁及び腰壁等は、黒色または茶褐色※6 |

注 ※1 原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上とする。
けらばの出は、隣家と連続して景観を形成する場合は緩和することができる。
庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。
軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。
化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。

※2 マンセル値ではN0～N5。

※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。

※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。

※5 木質感のある木目調アルミ材も可。

※6 塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。



Ⅱ 現代和風建築A2エリアタイプ※1

| | |
|-------|--|
| 屋根の形態 | ■ 4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する※2 |
| 屋根の葺材 | ■ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの |
| 屋根の色彩 | ■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※3 |
| 外壁の素材 | ■ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※4など、周囲の景観と調和するもの |
| 外壁の色彩 | ■ 周囲の景観と調和するものとし、彩度の高い色の使用を避ける※5 |

注 ※1 現地に見られる近代和風建築タイプを含む。

※2 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。

庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。

※3 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。

※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。

※5 主要な外壁は次の色彩（表示はマンセル値）の範囲におさめること。

ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。

R（赤）および YR（橙）の色相は彩度6以下、Y（黄）の色相は彩度4以下、上記以外の色相は彩度2以下とすること。ただし純白は除く。



Ⅲ 伝統和風建築タイプ

| | |
|-------|--|
| 構造 | ■ 木造 |
| 屋根の形態 | ■ 4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する※1 |
| 屋根の葺材 | ■ 和瓦またはこれと同等の風情を有するもの |
| 屋根の色彩 | ■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2 |
| 外壁の形態 | ■ 真壁造りまたは押縁（簷子）下見板張り（腰板張り）※3 |
| 外壁の素材 | ■ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）または板張り※4 |
| 外壁の色彩 | ■ 白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 |

注 ※1 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。

庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。

軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。

化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。

※2 マンセル値ではN0～N5。

※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。

※4 木材の塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。塗り壁で純白のものは除く。



IV 住宅建築タイプ（ベージュ系）

| | |
|-------|--|
| 屋根の形態 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する |
| 屋根の葺材 | ■ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの |
| 屋根の色彩 | ■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※ ¹ |
| 外壁の素材 | ■ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※ ² など |
| 外壁の色彩 | ■ 白（N9以上は除く）またはY（黄）系の色相で彩度3以下※ ³ |

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。ただし純白は除く。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。



V 住宅建築タイプ（暗色系）

| | |
|-------|--|
| 屋根の形態 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する |
| 屋根の葺材 | ■ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの |
| 屋根の色彩 | ■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※ ¹ |
| 外壁の素材 | ■ 板張り、サイディング・ALCパネル※ ² など |
| 外壁の色彩 | ■ 黒色系または褐色系などを基本とする※ ³ |

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 黒色系はN3～N7程度、褐色系は5 Y R 3/2程度の濃い茶系とし、その他も彩度3以下、明度4以下とする。



A 1

エリア

[歩行者を主体とする参道空間]

ア 景観形成目標

門 前に形成された市街地として、人々の集う空間形成を通じて、和風の風格と賑わいの感じられる景観まちづくりを目指す

特 に1階部分を中心に、高さの揃った庇、下屋庇等により連続性を高めつつ、屋内外をつなぐ中間領域の形成や、覆屋や屋外テラス等により駐車場を含めた空地スペースの活用、1、2階壁面の色彩・意匠や屋根の形態・色彩・意匠による連続性の向上や調和感の向上などを図り、景観の向上に努める

敷 地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|---|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | <ul style="list-style-type: none"> ■ I 現代和風建築A 1 エリアタイプ (屋根・庇などは4寸5分勾配) ■ III 伝統和風建築タイプ |
| 屋根の色彩 | ■ 黒色～暗灰色 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 来訪者の視点に立ち、周辺やアプローチからの多様な見え方に配慮すること。 ■ その上で、周囲・背景・並びあるいはその将来像などに調和し連続性を生み出すよう努めること。 ■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。 |
| 修景整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物と一体となった壁面広告等は撤去すること。 ■ 庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。 ■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。 |
| 駐車場の転用など広場状空間の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。 ■ 広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。 |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。 ■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。 ■ 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。 ■ 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。 ■ 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。 |
|-------------------------------|---|

ウ 推奨基準

| | |
|---------------|---|
| <p>推奨整備行為</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の新築・改築・増築 ■ 屋根の改修 ■ 建築物の修景整備 ■ 駐車場の転用など広場状空間の整備 |
| <p>推奨基準</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。 |

A 2

エリア

[歩行者を主体とする参道空間]

ア 景観形成目標

- 駅** から宝珠橋に至る参詣者の主要動線として、和風の風格を感じさせつつ通りごとに特徴のある景観まちづくりを目指す
- 通** りごとにある歴史遺産や先行事例などの良好なストックを考慮し、壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出し、庇の軒線や棟のスカイライン、屋外テラス空間などに、通り景観としての適切なリズムが生まれるように努める
- 敷** 地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|---|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | <ul style="list-style-type: none"> ■Ⅱ 現代和風建築A2エリアタイプ ■Ⅲ 伝統和風建築タイプ |
| 屋根の色彩 | ■黒色～暗灰色・暗褐色等 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■既存建物との調和を図り、通りごとの特徴ある景観形成に努めること。 ■壁面線や軒の高さを揃え、スカイラインに注意して屋根のリズムをつくるなど連続性・一体感を高めること。 ■街路景観として調和する場合は矩勾配も可とする。 |
| 修景整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。 ■駐車場のサイン類の整序化に努めること。 |
| 駐車場の転用など広場状空間の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ■覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。 ■広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。 |

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから、背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場の転用など広場状空間の整備

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。

A 3

エリア

[歩行者を主体とする参道空間]

ア 景観形成目標

共 同駐車場から宝珠橋に至る参詣者の主要動線の一つとして、和風を感じさせる落ち着いた住宅地景観の形成を目指す

壁 面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出したり、生垣、植え込みなどにより通りの景観にうるおいが生まれるように努める

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|--|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅用途 IV・V 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） ■ 商業用途 II 現代和風建築A 2エリアタイプ ■ 住宅・商業共通 III 伝統和風建築タイプ |
| 屋根の色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅用途 黒色～暗灰色・暗褐色等 ■ 商業用途 黒色～暗灰色 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建築物・敷地デザインの地区別基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 来訪者の視点に立ち、建造物のみならず、敷地境界部分や玄関まわりのデザインにおいても、緑化を施すなど景観形成に配慮すること。 ■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。 |
| 修景整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。 ■ 沿道景観のための緑化に努めること。 |
| その他建築物や敷地のデザインに関わる配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。 ■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。 ■ 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。 ■ 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。 ■ 建物と建物との間（スリット）などから、背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。 |

ウ 推奨基準

| | |
|--------|--|
| 推奨整備行為 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の新築・改築・増築 ■ 屋根の改修 ■ 建築物の修景整備 ■ 駐車場・住宅まわりの緑化・修景 |
| 推奨基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。 |

B

エリア

[山麓住宅地]

ア 景観形成目標

山 居の呈をなす緑豊かな住宅地景観を維持し、周囲の眺望景を阻害しないよう目立たないものとする

屋 根は黒色（暗灰色）の勾配屋根とするが、壁面の色彩の明度・彩度を落とし、屋根の高さも抑え、背後にある立石寺の眺望を遮らず、また、さらに緑化を加えることによって、当住宅地が遠方からも目立たないものとする

地 区内においても、石垣や石段などの歴史を経た工作物や、路地、そのまわりの緑などを維持し、また、可能な限り自然素材を活用し、周囲と調和した形態・色彩の建築物・工作物とする

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|---|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | ■V 住宅建築タイプ（暗色系） （ただし屋根は高さを配慮したもの） |
| 屋根の色彩 | ■黒色～暗灰色 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準 | ■駅方面からの眺望に配慮し目立たない壁面色彩並びに屋根の形態・色彩とし、併せて緑化に努めること。 ■エリアの環境維持のためにも緑や歴史的建造物の維持に努めること。 |
| その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項 | ■屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。 ■自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。 ■住宅以外の用途の場合も、山居の風情を損なわないよう配慮すること。 |

ウ 推奨基準

| | |
|--------|---|
| 推奨整備行為 | ■建築物の新築・改築・増築 ■屋根の改修 ■建築物の修景整備 ■住宅まわりの緑化 |
| 推奨基準 | ■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。 |

C

エリア

[県道沿い市街地]

ア 景観形成目標

幹 線道路（県道）沿いでは、地区の自然と歴史に調和した山寺地区固有の落ち着いた住宅地景観の形成を目指す

沿 道の駐車場も、緑化を施し、看板を基準に沿って抑制し、地区景観を阻害することなく、山寺地区固有の落ち着いた景観の形成に寄与するものとする

商 業機能が立地する場合には、黒色（暗灰色）の勾配屋根をもった伝統和風建築タイプもしくは現代和風建築A2エリアタイプとし、沿道景観として調和したものとする

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|---|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅用途 IV・V 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） ■ 商業用途 II 現代和風建築A2エリアタイプ III 伝統和風建築タイプ |
| 屋根の色彩 | ■ 黒色～暗灰色・暗褐色等 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準 | ■ 幹線道路沿道の景観を整えるため、建物用途に応じて調和に努めるとともに、敷地境界部分を中心に適切な緑化に努めること。 |
| 修景整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。 ■ 沿道景観のための緑化に努めること。 |
| その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。 ■ 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。 |

ウ 推奨基準

| | |
|--------|---|
| 推奨整備行為 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の新築・改築・増築 ■ 屋根の改修 ■ 建築物の修景整備 ■ 幹線道路沿いの駐車場・住宅まわりの緑化・修景 |
| 推奨基準 | ■ 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。 |

D エリア

[ミュージアムエリア]

ア 景観形成目標

地 区全体を囲んでいる緑地を維持し、地区内各施設のデザインコードに則った維持管理を行い、調和した景観の維持を図る

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|--|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | ■エリア内の既存各施設が有するデザインコード |
| 屋根の色彩 | ■黒色～暗灰色・暗褐色等 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準 | ■各施設それぞれの当初のデザインコードに則り、それぞれの特性を維持しつつ、景観の継承に努めること。 ■増改築に際しては高さ10m以下を基準とすること。 |
| その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項 | ■自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。 |

ウ 推奨基準

| | |
|--------|--|
| 推奨整備行為 | ■建築物の新築・改築・増築 ■屋根の改修 ■建築物の修景整備 |
| 推奨基準 | ■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。 |

E

エリア

[馬形集落エリア]

ア 景観形成目標

- 歴** 史的風情を残す二口街道筋のまちなみ景観を保全し、次世代に引き継がれる景観まちづくりを進める
- 壁** 面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより建築物の連続感を生みだし、調和のとれたまちなみの形成を図る
- 生** 垣、植え込みなどにより四季を彩り、緑豊かな景観の保全に努める

イ 遵守基準

| | |
|--------------------------------------|---|
| 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード | <ul style="list-style-type: none"> ■Ⅲ 伝統和風建築タイプ ■Ⅳ・Ⅴ 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） |
| 屋根の色彩 | ■黒色～暗灰色・暗褐色等 |
| 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準 | <ul style="list-style-type: none"> ■切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ屋根とするよう努めること。それ以外の勾配屋根の場合は、周囲の景観と調和していると認められるものであること。 ■道路の日照等を考え建築物は2階建てまでとするよう努め、道路に近接する部分については2階部分をセットバックするよう努めること。 |
| その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ■門や塀、柵、生垣、石垣、駐車スペースにおいては、通りの景観に調和するよう、自然素材の使用、彩度の抑制、塀などの高さの抑制に努めること。 ■生垣、石垣などの歴史性を感じさせる工作物は可能な限り保全に努めること。 ■住宅まわりを緑化し、周囲の植栽を維持して景観の維持に努めること。 |

ウ 推奨基準

| | |
|--------|--|
| 推奨整備行為 | <ul style="list-style-type: none"> ■建築物の新築・改築・増築 ■屋根の改修 ■建築物の修景整備 ■住宅まわりの緑化・修景 |
| 推奨基準 | ■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。 |

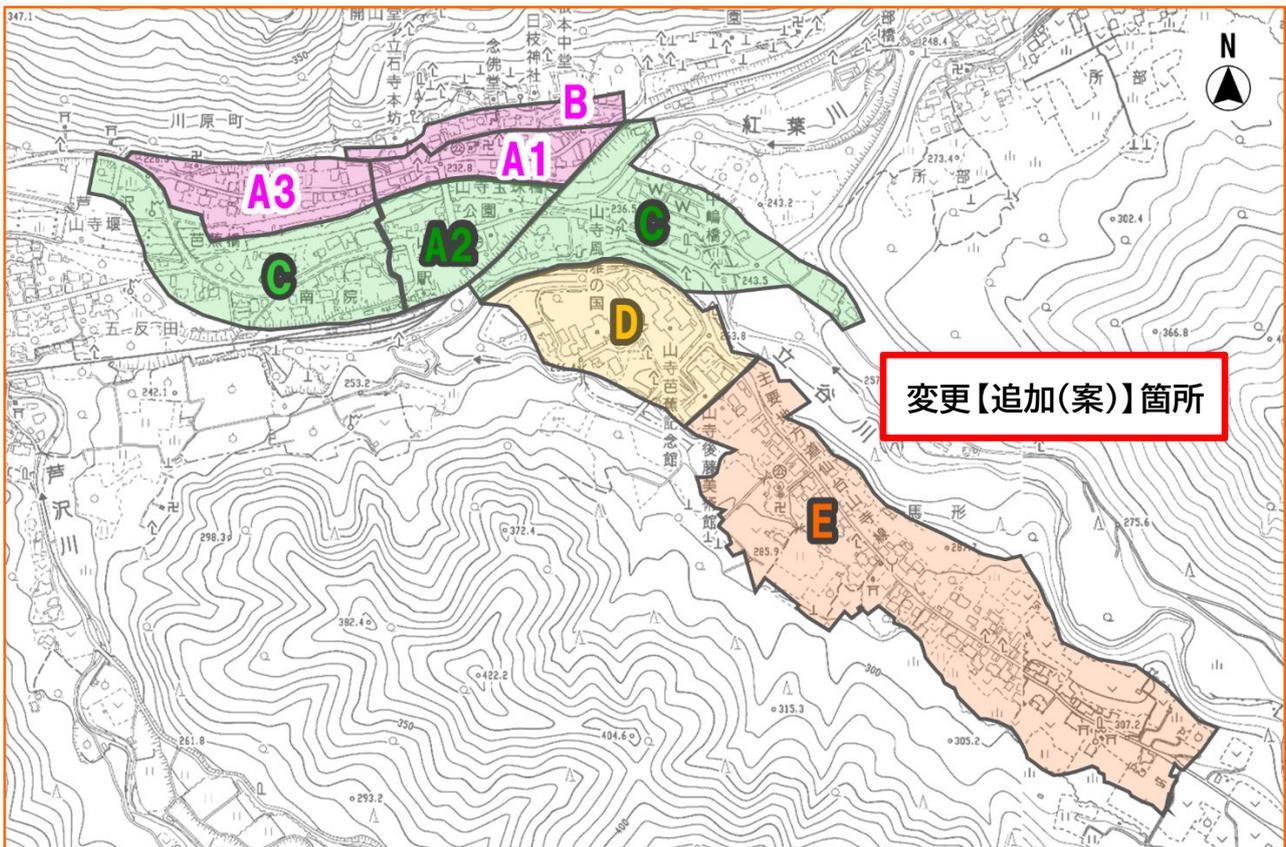
山形市全域においては、市全域の共通事項として山形市屋外広告物条例に基づく適切な規制・誘導を行うほか、景観類型ごとに特定景観誘導基準を定め、各景観タイプの景観特性に応じた緩やかな景観誘導を行っています。

景観重点地区においては、建築物等の景観形成と一体となって、より積極的かつ重点的に屋外広告物の景観形成に取り組むため、景観形成の基本方針に基づいた屋外広告物設置基準を定め、地区の良好な景観まちづくりに向けた広告景観の創出を図っていきます。

(1) 屋外広告物設置基準について

山寺門前の商業地などにおいては非常に多くの屋外広告物がまちなみ景観を乱しており、地元が主体となって屋外広告物の大きさ、掲出位置、色彩などに一定のルールを設けることが必要です。

屋外広告物設置基準については、多様なタイプの屋外広告物について、それぞれに対応した基準を定めることで、建築物等の取り組みと一体となって景観まちづくりを進めるために設定するものです。この基準に則り、必要に応じて地元で実施基準（もしくは運用基準）を定めるなどして、良好な景観の形成を図っていきます。



【屋外広告物規制エリア図】

A1 エリア A3 エリア B エリア

屋外広告物設置基準

| | |
|-------|--|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none">■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。 |
| 設置 | <ul style="list-style-type: none">■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。<u>(A1エリアのみ)</u> |
| 規模 | <ul style="list-style-type: none">■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。 |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none">■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。■地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--------|------|--------|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| <p>色彩</p> | <p>■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。</p> <p>■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="579 349 1390 427"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)</td> <td>YR(黄赤)</td> <td>Y(黄)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </table> <p>■使用する色数をできるだけ少なく(4色程度)するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。</p> <p>■周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。</p> | 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 | 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 |
| 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 | | | | | | | |
| 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 | | | | | | | |
| <p>素材</p> | <p>■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材(木材など)を用いるよう努めること。</p> <p>■反射率の高い素材は使用しないこと。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>その他</p> | <p>■老朽化した看板は撤去すること。</p> <p>■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。</p> | | | | | | | | | | |

A2 エリア C エリア

屋外広告物設置基準

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--------|------|--------|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。 | | | | | | | | | | |
| 設置 | <ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 | | | | | | | | | | |
| 規模 | <ul style="list-style-type: none"> ■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。 | | | | | | | | | | |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。 ■自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。 | | | | | | | | | | |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。 ■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。 <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)</td> <td>YR(黄赤)</td> <td>Y(黄)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。 ■周辺の自然景観から突出した色の使用を避け落ち着いた色調とすること。 | 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 | 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 |
| 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 | | | | | | | |
| 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 | | | | | | | |
| 素材 | <ul style="list-style-type: none"> ■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。 ■反射率の高い素材は使用しないこと。 | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ■老朽化した看板は撤去すること。 ■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。 | | | | | | | | | | |

D エリア

屋外広告物設置基準

| | |
|-------|--|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none">■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。 |
| 設置 | <ul style="list-style-type: none">■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 |
| 規模 | <ul style="list-style-type: none">■看板の種類ごとの基準（別表2のとおり）を満たすようにすること。 |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none">■周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。 |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none">■周囲の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。■使用する色数を少なくするよう努めること。 |
| 素材 | <ul style="list-style-type: none">■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。 |

E エリア

屋外広告物設置基準

| | |
|--------------|---|
| <p>全般</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。 |
| <p>設置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 ■壁面看板（壁面平面広告板・壁面突出広告板）は、入り口付近にのみ設置すること。 ■壁面看板（壁面平面広告板・壁面突出広告板）は一棟あたりどちらか1つまでとすること。 |
| <p>規模</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■壁面看板（壁面平面広告板・壁面突出広告板）は、歩行者目線で認知できる必要最小限の大きさとすること。 ■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を10㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表3のとおり）を満たすようにすること。 |
| <p>形態・意匠</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■自然豊かな歴史ある街道筋や周辺の山並みに調和した馬形地区の風情にあった形態意匠とする。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--------|------------------|--------|----|-----|--|----|-----|---|----|------|--------|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| <p>色彩</p> | <p>■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとし、以下の彩度基準を目途とする。</p> <table border="1" data-bbox="592 253 1390 400"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>N(無彩色)</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="2">3以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>■文字などは、以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="577 499 1375 602"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)</td> <td>YR(黄赤)</td> <td>Y(黄)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </table> <p>■使用する色数をできるだけ少なく(4色程度)するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。</p> <p>■周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。</p> | 色相 | R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄) | N(無彩色) | 明度 | 3以下 | | 彩度 | 4以下 | — | 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 | 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 |
| 色相 | R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄) | N(無彩色) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 明度 | 3以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 彩度 | 4以下 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色相 | R(赤) | YR(黄赤) | Y(黄) | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 彩度 | 6以下 | 6以下 | 6以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>素材</p> | <p>■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材(木材や石材を推奨)を用いるよう努めること。</p> <p>■光を強く反射する素材は使用しないこと。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他</p> | <p>■老朽化した看板は撤去すること。</p> <p>■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

< (別表1) 看板の種類ごとの基準一覧 > 【A1】 【A2】 【A3】 【B】 【C】 エリア

| 看板の種類 | 設置の可否 | 1ヶ所の表示面積※ (一面) | 高さ/長さ | 幅/壁面からの出幅 | その他 |
|-----------------------|-----------|-------------------|--|-----------------|---|
| 建植広告板 | ○ | 3㎡以下 | 高さ 3m以下 | | ・野立て看板は設置しないこと。 |
| 建植広告板 (駐車場サイン) | ○ | 0.42㎡ | 上端高さ 2m ----- 板面自体の 高さ0.7m | 幅 0.6m | ・色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は白とすること。 ・文字：「P」で表示すること。 ・書体：正楷書体とすること。 ・看板の柱は1本または2本とすること。 ・下部にも表示する場合は、看板の幅を上部に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の文字で、縦書き表示とすること。 |
| アーチ | × | | | | |
| 壁面平面広告板 | (原則) × | | | | 【A1】【A3】【B】エリア ・景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。 |
| | ○ | 3㎡以下 | | | 【A2】【C】エリア ・1壁面の合計表示面積は3㎡以下とすること。 |
| 壁面突出広告板 (袖看板) | ○ | 1.5㎡以下 | 上端高さは 2階軒下まで | 壁面からの出幅 1m以下 | ・周囲の看板とできるだけ高さを揃えること。 ・店舗などの看板は袖看板を基本とすること。 |
| 屋上利用広告 | × | | | | |
| 電力柱等利用広告 (袖看板) | × | | | | |
| 電力柱等利用広告 (巻付・塗装) | × | | | | |
| はり紙・はり札 | × | | | | |
| 立看板 | ○ | 1.5㎡以下 | 高さ 1.5m以下 | | ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。 ・野立て看板は設置しないこと。 |
| 広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗) | ○ | | | 短辺の幅 1.5m以下 | (道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 |
| アドバルーン | × | | | | |
| 特殊装置広告 (電光掲示板等) | × | | | | |

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

< (別表2) 看板の種類ごとの基準一覧 > 【D】 エリア

| 看板の種類 | 設置の可否 | 1ヶ所の表示面積※ (一面) | 高さ/長さ | 幅/壁面からの出幅 | その他 |
|-----------------------|-------|-------------------|---------------------|-----------------|---|
| 建植広告板 | ○ | 5㎡以下 | 高さ 5m以下 | | |
| 建植広告板 (駐車場サイン) | ○ | 5㎡以下 | 高さ 5m以下 | | |
| アーチ | ○ | 20㎡以下 | 上端高さ 10m以下 | | ・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さは5m以上とすること。 |
| 壁面平面広告板 | ○ | 5㎡以下 | | | ・1壁面の合計表示面積は5㎡以下とすること。 |
| 壁面突出広告板 (袖看板) | ○ | 5㎡以下 | 高さは壁面の 上端を超えないこと | 壁面からの出幅 2m以下 | |
| 屋上利用広告 | × | | | | |
| 電力柱等利用広告 (袖看板) | × | | | | |
| 電力柱等利用広告 (巻付・塗装) | × | | | | |
| はり紙・はり札 | ○ | 1㎡以下 | | | ・同じ場所に同じ内容のものを連続して表示しないこと。 ・はり紙は全面のりづけしないこと。 |
| 立看板 | ○ | 4㎡以下 | 高さ 3.6m以下 | | ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。 |
| 広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗) | ○ | | | 短辺の幅 1.5m以下 | (道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 |
| アドバルーン | ○ | | 長さ 15m以下 | 幅 1.5m以下 | ・気球の直径は3m以下とすること。 ・係留場所から気球先端までの垂直距離は50m以下とすること。 |
| 特殊装置広告 (電光掲示板等) | ○ | | | | ・看板の種類ごとの基準に合わせること。 |

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

< (別表3) 看板の種類ごとの基準一覧 > 【E】 エリア

| 看板の種類 | 設置の可否 | 1ヶ所の表示面積* (一面) | 高さ/長さ | 幅/壁面からの出幅 | その他 |
|--------------------|-------|----------------|-------------------------------|----------------|---|
| 建植広告板 | ○ | 1.5㎡以下 | 高さ 2m以下 | | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の設置位置に応じて必要最小限の大きさとする。 野立て看板は設置しない。 |
| 建植広告板 (駐車場サイン) | ○ | 0.42㎡ | 上端高さ 2m 板面自体の高さ 0.7m | 幅 0.6m | <ul style="list-style-type: none"> 色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は白とする。 文字：「P」で表示すること。 書体：正楷書体とする。 看板の柱は1本または2本とする。 下部にも表示する場合は、看板の幅を上部に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の文字で、縦書き表示とする。 |
| アーチ | × | | | | |
| 壁面平面広告板 | ○ | 概ね 0.3㎡以下 | | | <p>(壁面平面広告板・壁面突出広告板共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者目線で認知できる必要最小限の大きさとし、入り口付近に設置すること。ただし、入り口付近に設置すると樹木等で隠れてしまい視認性が担保されない場合はこの限りではない。 壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は一棟あたりどちらか1つまでとすること。ただし、複数の事業に供する場合など複数設置する必要があるときはこの限りではない。 <p>下線部については地区及び市との協議のうえ認められたもののみ設置可とする。</p> |
| 壁面突出広告板 (袖看板) | ○ | 概ね 0.3㎡以下 | | | |
| 屋上利用広告 | × | | | | |
| 電力柱等利用広告 (袖看板) | × | | | | |
| 電力柱等利用広告 (巻付・塗装) | × | | | | |
| はり紙・はり札 | × | | | | |
| 立看板 | ○ | 1.5㎡以下 | 高さ 1.5m以下 | | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の設置位置に応じて必要最小限の大きさとする。 道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 倒れないように措置すること。 野立て看板は設置しない。 |
| 広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗) | ○ | | | 短辺の幅 1.5m以下 | <ul style="list-style-type: none"> のぼり旗は必要最小限の数とすること。 <p>(道路を横断する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 |
| アドバルーン | × | | | | |
| 特殊装置広告 (電光掲示板等) | × | | | | |

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

第4章 景観まちづくりの推進に向けて【本編抜粋】

1 市民と事業者の役割

景観は市民生活や事業活動などの日々の積み重ねによってつくられます。

建物の屋根や壁、庭先、商店の店構えや看板などは、道路などの公的部分と相まって多くの人の目にふれるまちなみを形成し、景観を構成する重要な要素となります。市民・事業者による景観まちづくり活動は、良好な景観を生み出すだけでなく、山形市全体のイメージを支えるものとなります。そのため景観まちづくりにおいては次の3点を意識して進める必要があります。

- ①良好なまちなみは市民や事業者の活動の積み重ねによってつくられていくものであり、市民や事業者が景観形成の主体です。
- ②本計画を基本方針としながらも、個別の景観まちづくり活動においては地域住民や事業者の積極的な参加と合意形成により、地域の望ましい景観像を定めます。
- ③景観形成のための基本方針は、豊かな想像力をもった個別の景観まちづくり活動によって実現されるものであり、合意された方針を尊重しながらも、個性と創造性をもって良好な景観形成に努める必要があります。

また、公的環境の美しさは、合意されたルールを守り、育てようとする市民や事業者の不断の努力によって保たれるものです。ゴミや空き缶の投げ捨て、商品の陳列、周囲に配慮した自宅や事業所の景観づくり、まちづくり全体への協力など、景観まちづくりにおける基本的なルールの尊重が必要となります。

近年景観を取り巻く環境が大きく変化する中で、「山形らしさ」を持ったまちのイメージは、放置すれば個性のないまちの中に埋もれてしまう恐れがあります。

現時点において、山形市の本質的な「らしさ」は未だ失われていませんが、その「らしさ」は守ると同時に創り出すものでもあります。行政による景観施策の実施にあたっては、今後目指す景観像を、市民や事業者とともに考え、共通認識のもと、景観まちづくりを進めていく必要があります。加えて、市民や事業者の自主的な活動を支援していく必要があります。ここでは次の4点に配慮していくものとします。

- ①景観まちづくりにおける「事務局」の立場として、市民や事業者とともに景観まちづくりの重要性について、共通認識を高めていきます。
- ②道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、地域景観の基本骨格となるものであり、その整備においては、市民や事業者による景観まちづくり活動を先導していく役割を意識しながら進めていきます。
- ③景観に影響を与える建築物の建築や工作物の建設などの行為については、景観形成基準に基づいた誘導を行うだけでなく、市民や事業者の景観まちづくりによる自主的な景観の形成を推進します。
- ④市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりを進め、市民や事業者が主体的に関わり、積極的に活動を行う機運を高めるため、市民などの景観形成に対する関心と意欲の向上のための取り組みを行います。

景観施策の取り組みにおいては、市民・事業者との連携とともに、行政内部の横の連携調整を図り、総合的に景観まちづくりを進めていく必要があります。ここでは市民・事業者とともに、相互に学習しながら景観まちづくりを進めていきます。

3 市民・事業者・行政の協働

本計画は、「山形らしさ」を生み出す景観の特性と課題を踏まえ、目指す景観像を実現するための長期にわたる景観まちづくりの方向性を提示するものとなります。この方向性は景観まちづくりの様々な主体により確認され、その様々な活動を通じて徐々に目指す景観像を実現していくものです。その過程では市民・事業者との連携・分担のほか、行政内の横断的な取り組みが必要です。

このような景観形成を通じた景観まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を協働で進めていく必要があります。

景観協議会やまちなみデザインアドバイザー、山形市景観条例に基づく山形市景観審議会などによる景観まちづくりのマネジメントの仕組みを構築することにより、景観形成の取り組みの実効性ならびに継続性を担保していきます。

■景観まちづくりの協働

